

トルコのコーラン教室

指導教官 林 佳世子

学籍番号 8503137

南・西アジア課程 トルコ語専攻

田林 玲

【目次】

はじめに

第1章：コーラン教室とは？

第1節 コーラン教室の歴史

1. 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. コーラン教室の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 世俗主義のもとでのコーラン教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2節 コーラン教室の内容

1. 教育目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 教室の種類・期間別・内容別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 授業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 教員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3節 コーラン学校の現状

1. 全国データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2. アンカラ、イスタンブールでの現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第2章：宗務庁によるコーラン教室の管理と運営

第1節 コーラン教室開設手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第2節 宗務庁におけるコーラン教室関連業務

1. 試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2. 監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 寮の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
4. 宗務庁職員の職業教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3章：夏期コーラン教室における教育

第1節 段階的教育システムとカリキュラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第2節 見学記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

参考文献目録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

付録：

- ①「宗務庁コーラン教室の手引き」全訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ②『宗務庁回覧 2007』より第3章の訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ③グラフ「コーラン教室数、生徒数、教員数の移り変わりー共和国初期から現在まで」
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

はじめに

2005 年 8 月 28 日ミッリエット紙に次のような記事が掲載された。

無許可のコーラン教室が新聞に広告！

無許可のコーラン教室への罰則が緩和されて以降¹、無許可のコーラン教室の広告が新聞に溢れている。弊紙の記者が、広告を出していたコーラン教室のいくつかに電話をして調査した。

(中略)

無許可のコーラン教室を開こうとチャンスをうかがっていた者たちにとって、刑法改正が活動開始に良い機会となった。新学期が始まりに向けて、無許可のコーラン教室の広告がいくつかのイスラーム系新聞において多く掲載されている。特に女子のための全寮制コーラン教室の広告が眼を引く。これら無許可のコーラン教室の責任者の話によると、義務教育を終わらせていない少女たちも受け入れているという。

この記事は、「無許可コーラン教室の新聞広告」についての記事で、「非公式」なコーラン教室の宣伝を非難する内容となっている。²こういった「無許可コーラン教室」を糾弾する記事を見かけることは多い。

今日、トルコ共和国の各地で開校されているコーラン教室であるが、それではいったいコーラン教室とはどんなものなのだろうか。トルコのコーラン教室の役割とは何だろうか。何が教えられているのだろうか。新聞で報道されている非公式コーラン教室は、なぜ「非公式」と言われてしまうのか。「公式」なコーラン教室とはどのようなものだろうか。

この論文では、以上のような疑問に答えるため、トルコ政府が宗務庁を通して「公式に」運営しているところの種々のコーラン教室について解明していきたい。

まず第 1 章では、トルコのコーラン教室とはいかなるものか、その歴史、現在のコーラン教室の授業内容、教員などについて解説していく。さらに第 2 章では宗務庁がどのようにコーラン教室を管理しているのか、開設のためのプロセスやその業務内容はどのようなものを解説する。第 3 章では夏期コーラン教室について概説する。それにより、トルコにおける現在のコーラン教室がどのように宗務庁によって管理、運営されているのかを解明することが、本稿の目的である。

¹ 2005 年 7 月 1 日 Milliyet 紙 <http://www.milliyet.com.tr/2005/07/01/guncel/gun06.html>
(2008 年 1 月 7 日閲覧。)

² 2005 年 8 月 28 日 Milliyet 紙 <http://www.milliyet.com.tr/2005/08/28/guncel/agun.html>
(2008 年 1 月 7 日閲覧。)

主な資料としては、宗務庁法規より、「宗務庁コーラン教室の手引き」¹を利用する。また、宗務庁が下位部局への指示をまとめた『宗務庁回覧 2007 第 3 章』²のうち、コーラン教室に関する第 3 章を利用する。さらに、夏期コーラン教室の授業内容考察の資料としては、実際の夏期コーラン教室で用いられている宗務庁発行の『夏期コーラン教室授業要綱』³を使用した。

¹ 宗務庁HPより「宗務庁コーラン教室の手引き」(DİB Kur'an Kursları Yönergesi)
<http://www.diyaret.gov.tr/turkish/mevzuaticerik.asp?id=2301> (2008 年 1 月 6 日閲覧。)

² 宗務庁HPより『宗務庁回覧 2 0 0 7 』(DİB Genelge2007)
<http://www.diyaret.gov.tr/turkish/mevzuat4.asp?konu=10&sayfa=1> (2008 年 1 月 6 日閲覧。)
これはもともと冊子体であるが、本稿ではウェブ上のものを利用した。第 3 章は第 45～60 条から成る。

³ 宗務庁がコーラン教室の教員たちに配布している授業要綱である。DİB Din Eğitimi Dairesi Başkanlığı, *Yaz Kur'an Kursları Öğretici Kılavuzu*, Ankara, 2006.

1 章 コーラン教室とは？

第 1 節 コーラン教室の歴史

1. 定義

コーラン教室とは、文字通りコーランを勉強するための教室である。コーランはアラビア語で書かれているため、トルコ人の多くは当然読むことができない。コーランはアラビア語で声に出して詠んでこそ意味があるとよく言われるが、両親が特別に教えたり、コーラン教室で小さい頃に教育を受けさせたり、もしくは自ら望んでコーラン教室に通って覚えたりしない限り、コーランを読むことも、礼拝をするときに祈りの言葉を唱えることも、できないのである。そこでトルコでは、宗教教育を受けたい、授けたいと願う人はコーラン教室に通う、もしくは通わせることを選択する。

コーラン教室は、義務教育外で、本人の希望、もしくは両親が望んで通わせる塾のような組織といえる。しかし塾と異なるのは「無料」で参加できるという点である。¹

2. コーラン教室の歴史

共和国に入ってから間もない 1924 年、教育統一法 (Tevhid-İ Tedrisat Kanunu) によって抜本的な教育改革が行われ、国内の教育組織がすべて一元的に管理されることとなった。イスラム法の施行とワクフ省 (Evkaf Vekaleti) は廃止され、代わりに現宗務庁の前身である役所がつくられた。(Dyanet İşleri Reisliği)²

1926 年には、教育機関法 (Maarif Teşkilatı Kanunu) によってメドレセ (宗教学院)、テッケ、ザヴィエといったようなコーラン教育を施す学校はすべて廃止された。しかし、時の宗務庁長官リファト・ボレキチ (Rifat Börekçi) は、これらコーラン教育機関はそれぞれ専門学校であり、宗務庁に付属するかたちで教育は続けられるべきであると進言し、これら組織が持っていた機能のうちコーラン教育部分はコーラン教室として再編され、12 歳以上の生徒たちに教育を続けていくことが許されたのだった。当時のコーラン教室は昔から使われてきたワクフによって建てられた建物、それがなければモスクか、昔のメドレセ、個人の家などで開かれていたという

¹全寮制のコーラン教室に関しては、「宗務庁コーラン教室学生寮と学生アパートの運営」の第 43 条を参考にした。<http://www.diyenet.gov.tr/turkish/mevzuaticerik.asp?id=2204> (2008 年 1 月 6 日閲覧。) それによると、「学生寮、アパートにおいて、利益は追求されない。ただし、業務の継続や改良のために手助けを申し出る者から寄付を受け取ること、または強制ではなく財政状況の良い生徒の保護者などから寄付を受け取ることもある。同様の手助けに関しても、証明書を発行しつつ受け取ることはある。」つまり、全寮制コーラン教室では原則的には費用を必要としないものの、自ら寄付を申し出る者からは受け取ることもある、ということである。さらに、「はじめに」の新聞記事にもあったように、非公式の全寮制コーラン教室では一般的に保護者に一定額の費用が要求されるものと推測される。

² Süleyman Akyürek, *Kuran Kursu Öğreticisinin Mesleki Yeterlikleri*, Kayseri, 2004, pp.176

。¹コーラン教室でコーランを暗記した生徒は、試験によってイマムや、ハティブになることができたが、1933-34年には、公式のコーラン教室で9箇所しかなく、わずか231人の生徒が勉強していたにすぎない。²

一方、教育統一法の第4条に基づいていったん開かれたイマム・ハティブ学校は、特に需要が無いという理由で1929-1930年のあいだ閉じられていた。イマム・ハティブ学校は、イマムやハティブを養成する学校で、コーラン教室との関係は深い。1933年には大学の神学部も廃校される。宗教教育の授業に関しては、1924年に高校から、1927年には中学から、1929-1931年には段階的に小学校や初等教育学校の授業から宗教の時間が無くされた。このように、共和国初期には、教育における脱イスラームが推進され、子供たちはモスクのイマムか、それに準じる先生の下でしかコーランを学ぶことはできなかった。³

こういった一連の改革によって、トルコにおける宗教教育は一旦途絶えることとなった。しかし宗教教育への需要が埋められない時期が長く続くと、人々の間に欠如感が生じてきた。特に、1946年に複数政党制に移ってからは、この問題が政局にも反映し始めた。1950年、直接選挙により民主党に政権が移り、政治・経済の自由化を標榜した。こういった自由な雰囲気の中、宗教教育も社会的要望として声高に叫ばれ始めた。結果、イマム・ハティブ高校の開校と並行して、コーラン教室教育も大きく発展した。1933-34年には9箇所だったコーラン教室は、1947-48年には99箇所に拡大、生徒数も5,751人になった。(1933-1948年までにディプロマを受け取った4,653人のうち1,286人が女子生徒であったという。)⁴

ここで、共和国時代から現在までのコーラン教室数の表を見てみよう。(付録ーグラフ参照。)開校以来、教室数、教員数共に拡大を続け、それに比例して生徒数も増加の一途を辿っている。1975-76年の朗読クラスの生徒数において男女比が逆転。1980-81年には男女合わせて1万人ほど減少しているが、その後の80年代に生徒数は大幅に増加している。(朗読クラスの男子生徒は1989-90年に5万人代、女子生徒は9万人代にまで増加。)

特に女子生徒の増加は著しいものがある。ただし1997年以降の数年間の朗読クラスの生徒数に注目すると、1997-98年：男子生徒34,079人／女子生徒104,215人から、2000-01年には男8,542人／女70,036人まで減少している。これは、1997年に義務教育年間の8年化が実施され、そのことでコーラン教室に通う生徒の数も減少したと見られている。⁵2006年度の朗読クラスに通う生徒数は男20,721人／女137,716人と再び増加傾向である。

¹ Aytakin "Kur'an Kursu" Türkiye Diyanet Vakfı '*İslam Ansiklopedisi* ,26.cilt,p.424-425.

² Ibid.

³ Ibid.

⁴ Ibid.ただし、ここで挙げられている数値は、前述したSüleyman Akyürek, *Kuran Kursu Öğreticisinin Mesleki Yeterlikleri*に記載されていたデータから作成した「付録ーグラフ：共和国初期から現在までのコーラン教室の移り変わり」における1947-48年の数値と差異が見られる。

⁵ Ibid.

3. 世俗主義のもとでのコーラン教室

このように、50 年代以後、発展の歴史を歩んできたコーラン教室であるが、その特徴は、それらが原則として国家により管理され、「非公式」に教室を開くことは認められていない点にある。

トルコはムスリムがそのほとんどを占める国家ではあるが、世俗主義を国是とし、イスラームをそれほど重要視しない人々も少なくないことは衆知のところだろう。現在のトルコでは、義務教育の中に「宗教文化と道德知識」という宗教教育の時間も組み込まれているが、この授業は、イスラームに関しての授業ではない。授業内容をみると、祈りの言葉などを教える項目は無きに等しい。²

「宗教文化と道德知識」で礼拝を教えるべきか否かに関しては議論があるが、2007 年 9 月 22 日のRadikal紙が報じたところによれば、現バルダクオウル宗務庁長官（2007 年 1 月現在）は、義務教育の授業中に礼拝を教えるべきではない、という姿勢を明らかにしている。³

しかし、義務教育では十分にイスラームが教えられていないと考える保護者や学生のために、義務教育のカリキュラム外で、国営のコーラン教室が開かれている。それが、宗務庁の主催するコーラン教室である。

このように宗務庁を通して国が宗教教育をコントロールしているのが、世俗主義をとるトルコの特徴となっている。1982 年憲法が制定され、「宗教文化と道德知識」の授業が必修化された際（憲法 24 条）、発行された教科書の中にも「国家は民衆に対するその他のサービス同様宗務も行い、また監督する。（中略）この姿勢は、いかなる時も世俗主義に反しない」と記述されている。世俗主義国家が宗教を管理することは当然と考えられているのである。⁴

第 2 節 コーラン教室の内容

1. 教育目的

宗務庁主催のコーラン教室が生徒たちに教える内容には、大まかに 5 点ある。

¹ 宗務庁HPより <http://www.zaman.com.tr/haber.do?haberno=550206> (2008 年 1 月 7 日閲覧。)

² 田島 綾子「トルコにおける宗教教育—公教育の宗教科目」東京外国語大学外国語学部 2002 年度卒業論文。

³ Radikal紙、2007 年 9 月 22 日の記事

<http://www.radikal.com.tr/haber.php?haberno=233581&tarih=22/09/2007> (2008 年 1 月 6 日閲覧。)

⁴ 澤江史子「周縁化される世俗主義」『日本中東学会年報』、第 19 巻 2 号 (2004) .p.150.

- A). コーランを正しく朗読できるように教えること。
- B). コーランを正しく朗誦するための知識（詠唱技術、詠み方）を身に付けさせること。
- C). 礼拝を行う際に必要な祈りの言葉（スーレ：Sure）などを正しく暗誦できるように教え、さらに、これらの意味を理解させること。
- D). コーランを暗記させること。
- E). イスラーム信仰、礼拝、そして基本的な倫理、預言者の人生と、その模範となる行為について勉強させること。

以上のことが、教室教育では主に目指されている。¹

具体的な授業内容に関しては、本節の 3、および 3 章の夏期コーラン教室のカリキュラムで後述する。

2. 教室の種類一期間別・内容別

コーラン教室の基本的な目的は上でも述べたように、コーランを学びにやって来る生徒に対して、コーランを正しく本から読むことを教えること、そして基礎的なイスラームの知識を教授することにある。²

現在、トルコにはおよそ 5 0 0 0 校の宗務庁主催のコーラン教室がある。³宗務庁がホームページで明らかにしているところによれば、コーラン教室には主に 3 つの形式がある。

- ① 全寮制コーラン教室（男女別）、
- ② 通学制コーラン教室（男女別）、
- ③ 夏期コーラン教室（男女別）

の 3 つである。

①と②については、10 月の初めの週から 5 月の終わりまでを 1 教育年間とした 32 週間の長期教育である。③は夏休みの 2 ヶ月間（6 月の終わり～8 月の終わりまで）を利用した、主に子供のための教室である。

さらに、①と②は、

A コーランを本として読む普通のクラス

B コーラン全暗記を目指す特殊クラス、

の二つに分かれている。B は、コーラン全文暗誦者を目指すクラスである。この論文では以降、B のコーランを暗記するクラスを「ハーフズクラス」、A を「朗読クラス」と呼ぶことにする。

①、②の長期コーラン教室は、自らコーランを学ぶ意欲を持った人が通うものであり、

¹前出「宗務庁コーラン教室学生寮と学生アパートの運営」第 5 条。

² 前出『宗務庁回覧 2 0 0 7』第 3 章、第 45 条（1）。

³ 宗務庁がホームページで発表したデータより。

http://www.diyenet.gov.tr/turkish/faaliyet_ac.asp?altbaslikid=21（2008 年 1 月 6 日閲覧。）

初等教育（8年間）を修了した者が通うことができる。

夏期コーラン教室はそれとは異なり、国民教育省の監査のもとで、既に小学 5 年生を修了した生徒に対して、法的代理人の要求があった上で、コーランの言葉と意味、宗教知識を教えるために開校されるものである。

長期コーラン教室は年間 32 週間、1 日 5 時間、週 5 日間、開かれているが、夏のコーラン教室に関しては、2 ヶ月のあいだ、1 日 3 時間、週 5 日間を越えない範囲で授業を行うことが定められている。¹

ただしハーフズクラスは2年間の期間をとる。コーラン全文暗誦のためにそれだけ時間がかかるためである。2年間でコーラン全文暗誦できなかった場合は、最長で1年間延長できることになっている。²

3. 授業内容

長期コーラン教室うち朗読クラスとハーフズクラス、そして夏期コーラン教室の 1 週間の授業内容は以下の通りである。

授業	コーラン	信仰	礼拝	道徳	スィヤール	合計
朗読クラス	18	1	3	1	1	24
ハーフズ クラス	20	1	1	1	1	24
夏のコーラン 教室	10	1	1	1	1	14

表はSuleyman Akyürek, *Kuran Kursu Öğreticisinin Mesleki Yeterlikleri*より抜粋して執筆者が訳を加えたもの。³

¹ 宗務庁「宗務庁コーラン教室の手引き」より第 3 5 条。

トルコの小学校は 5 年間、中学校は 3 年間、合わせて 8 年間の義務教育である。（これを初等教育期間という。）その後、3 年間の高等学校、大学が 4 年間である。（2007 年 1 月現在。）

1999 年 7 月 15 日、TBMM 国民教育委員会において小学校の 5 学年を修了した生徒について、夏期コーラン教室に通わせることを許可する草案が挙がり、教室に通う年齢に関して決議された。以降、夏期コーラン教室に関しては小学校の 5 学年を修了していれば（年齢的には 12 歳以上）、通う事が可能になった。

ちなみに、長期のコーラン教室については「宗務庁コーラン教室の手引き」の第 8 条によれば、初等教育を修了した者は（ilk öğretim つまり 8 年間の義務教育を終えていれば）通うことができると定められている。ただし、教育を受ける年齢を過ぎている場合は、小学校（ilk okul）卒業のディプロマに読み書き能力証明書があれば通うことができる、とある。

しかし最近では、夏期コーラン教室に関して、12 歳の制限を撤廃しようという動きが出ている。（2007 年 11 月 2 日 Hurriyet 紙が報じたところによれば、夏季コーラン教室に関して、国民教育省と宗務庁の協力で 12 歳の年齢制限が撤廃される動きになっている。

<http://www.hurriyet.com.tr/gundem/7607369.asp?gid=48&sz=63711>（2008 年 1 月 6 日。）

² 「コーラン教室の手引き」より第 1 9 条。

³ Süleyman, op.cit. p.180.

コーラン教室の教育は、コーランの言葉、信仰、礼拝、道徳、スィヤール¹の 5 分野に分けられている。ハーフズクラスではコーラン全巻暗誦のためにコーランの言葉を学ぶ分野により多くの時間が割かれているのは当然だろう。朗読クラスにおいては、毎日 5 時間の授業のうち 3 時間がコーランの勉強に当てられ、残り 2 時間は礼拝に関する勉強と、道徳もしくはスィヤールの勉強に当てられる。ハーフズクラスでは、5 時間の授業のうち 4 時間がコーランの勉強、残り 1 時間は 4 項目の中からどれか 1 つの勉強に当てられる。夏期コーラン教室も同様に、3 時間のうち 2 時間がコーランの勉強、残り 1 時間は 4 項目の中からどれか 1 つが選ばれて勉強させられる、というわけである。

(1 週間の全授業を合計すると 24 時間／14 時間となっている。1 日 5 時間ならば 1 時間足りないわけだが、金曜日には 1 時間早く授業が終わらされるためである。夏の教室も同じく金曜日は 1 時間早めに終わらせて合計 14 時間の授業である。)

4. 教員

コーラン教室の教員には 3 種類の雇用形態がある。

- ・ 正式な職員 →Kadrolu
- ・ 契約職員（任期付き）→Sözleşmeli
- ・ 期限付き（任期付き）臨時職員 →Geçici

の 3 種である。

1999 年 11 月 23 日 23885 号官報で公布された「宗務庁試験と任命、異動、昇進業務の運営」で明らかにされたところによると、コーラン教室の教員には次のような条件が求められる。²

A 宗教的に高い教育を受けた者。

イマム・ハティプ高校を卒業している。もしくはハーフズ（コーラン全文暗誦者）であれば、この条件は求められない。

B コーラン教室教員のインターン修了証書（Stajyer Kur'an Kursu Öğreticiliği Yeterlik Belgesi）を持っていること。

上記の条件を満たしていれば、宗務庁の主催する試験を受験することができる。試験では、広範囲に渡る宗教的知識とコーラン詠唱に関する問いが問われる。この試験に合格すれば、教員として採用される。ただし、宗務庁によって開かれているコーラン・アシェレ詠唱法教室（aşere takrib ve tayyibe kursu）を優秀な成績で修了した者で、かつ公務員資格を持つ者（Memurlu yet Müktesebi）は、イマム・ハティプ高校を卒業していることを最

¹ スィヤール：預言者ムハンマドの生涯を学ぶ学問

² Süleyman ,op.cit..p.180.

なお、前出の「宗務庁コーラン教室の手引き」第 23 条においても、「コーラン教室の教員については 1999 年 11 月 23 日 23885 号官報で公布された『宗務庁試験と任命、異動、昇進業務の運営』で明らかにされた資格が求められる」と記されている。

低条件に、試験を受けずに教員として採用が可能である。（「宗務庁試験と任命、異動、昇進業務の運営」）

2004 年 8 月 25 日 25564 号官報で公布された「宗務庁人事、任命と異動の運営」第 2 章の第 5 条 (t) においても、コーラン教室に教員として任命されるために必要な条件として、「コーラン教室の教員職のインターンが修了していること、もしくは公務員資格を持っており、さらに少なくともイマム・ハティプ高校を卒業した者で、宗務庁によって開かれているコーラン・アシェレ詠唱教室を優秀な成績で修了していること」と記されている。¹

2006 年 10 月 31 日付け閣議決定「宗務庁コーラン教室における期限付き教員の雇用に関する原則と、これら教員に支払われる給料の決定についての決議」²の第 3 条（１）～（４）によると、臨時職員の採用に関し、教員能力証書（Öğretici Yeterlik Belgesi）が条件になっている。さらに、学歴に以下のような優先順位がつけられた。この優先順位に従って宗務庁は志望者を採用することになった。

- a) 神学部の卒業生
- b) 神学職業高等学校卒（İlahiyat Meslek Yüksek Okulu、以下 IMYO）、もしくは神学部の大学院卒業生
- c) ハーフズ証明書を持っているイマム・ハティプ高校卒業生
- d) イマム・ハティプ高校卒業生

以上の条件を持っている者の中から、(a)～(d) の優先順位に従って選ばれるわけである。

さらに、前述の決議の（４）において、「上記の学歴を考慮したことによって臨時職員が足りなくなる場合には、宗務庁の明らかにする教育レベルにしたがって臨時職員を雇うことができる」、と記されている。³

試験を受けた教員志望者はそれぞれ、宗務局に対して志願書を提出する。宗務局の任命があれば、コーラン教室の教員としての職務がスタートする。⁴

¹ 宗務庁HPより「宗務庁人事、任命と異動の運営」（Diyanet işleri başkanlığı atama ve yer değiştirme yönetmeliği）<http://www.diyanet.gov.tr/turkish/mevzuaticerik.asp?id=2348>（2008 年 1 月 6 日閲覧。）

² 宗務庁HPより「宗務庁コーラン教室における期限付き教員の雇用に関する原則と、これら教員に支払われる給料の決定についての決議」（DİB Kur'an kurslarında Kısmi Zamanlı Geçici Kur'an Kursu Öğreticisi Çalıştırılmasına İlişkin Usul ve Esaslar ile Bunlara Ödenecek Ücretlerin Belirlenmesine Dair Karar）<http://www.diyanet.gov.tr/turkish/mevzuaticerik.asp?id=2536>（2008 年 1 月 6 日閲覧。）

³ 「宗務庁の明らかにする教育レベル」に関しては前出『コーラン教室の手引き』第 23 条を参照に。「教員が足りず、契約職員だけでは充足しえない場合、公務員、公務員を引退したもの、もしくは教員になりえるだけの能力が保証される者はムフティの申し出と上役の承認があれば臨時教員になることができる」

⁴ 前出「宗務庁人事、任命と異動の運営」、

第3節 コーラン学校の現況

1. 全国データ

宗務庁ホームページに掲載された「教育業務」のページにおいて、コーラン教室の現状について以下のデータがあげられている。¹

数値的データ（コーラン教室）

年	2002	2003	2004	2005	2006
コーラン教室数(校)	3,664	3,852	4,322	4,447	4,951
教員数(人)					
正式職員	4,257	3,593	3,638	3,685	3,773
期限付き職員	2,066	2,312	2,353	896	1,729
契約職員	-	-	-	2,500	2,500
合計	6,323	5,905	5,991	7,081	8,002
生徒数(人)					
男性	16,982	16,729	18,960	17,891	20,721
女性	101,353	117,677	108,766	137,394	137,716
合計	118,335	134,406	127,726	155,285	158,437

ハーフズ修了証書を授与された生徒数(人)

年	2003	2004	2005
男性	597	678	721
女性	820	876	987
合計	1,417	1,554	1,708

夏期コーラン教室の教員採用に関しては以下を参照。前出『宗務庁回覧 2007』第48条(5)「夏期コーラン教室職員と臨時教員は宗務局によって任務に就かされる」、「宗務庁コーラン教室の手引き」第37条「夏期コーラン教室では、宗務局から任務に就かされたイマームやハティプ、エザン時報係り、そして宗務庁の職員も教員になることができる」。

¹宗務庁HPより教育業務のページより。(Eğitim Hizmetleri)

http://www.diyaret.gov.tr/turkish/flyt_alt.asp?konu=2 (2008年1月6日閲覧。)

夏のコーラン教室 生徒数（人）

年	2003	2004	2005	2006
男子	571,566	503,851	634,318	638,530
女子	550,215	503,148	668,771	619,777
合計	1,121,781	1,006,999	1,303,089	1,478,331

出典： http://www.diyanet.gov.tr/turkish/flyt_alt.asp?konu=2（2008年1月3日閲覧。）

以上から、ここ数年間でも教室数、教員数、生徒数ともに増加傾向を続けていることが分かる。特に、女子生徒の数は15万人を超え、16万人の万台に向かおうとしている。2006年に教室に通った生徒のうち実に86,9%¹が女子生徒であった。ただ、夏のコーラン教室に関しては男子生徒数が未だ優位を保っていることが分かる。

また、教員、職員については、次の情報が与えられている。すなわち、2005年－2006年の教育年間で期限付き（任期付き）契約職員（Kısmi zamanlı sözleşmeli）の雇用が初めてスタートし、期限付き契約職員として2,500人の教員が職務に就いたという。これにより、教育に大きな余裕が生まれたとされている。²

2. アンカラ、イスタンブールの現況

（1）アンカラ

アンカラ宗務局がホームページ上で発表したところによれば、2007年の時点でアンカラ県内にある公式のコーラン教室数は全部で452校。うち21校が全寮制、429校は通学制、2校はどちらも兼ねるものであった。教員の性別を見ると、男性教員は13名のみ。残り439

¹ 2007年4月12日Milliyet紙<http://www.milliyet.com.tr/2007/04/12/guncel/axgun03.html>（2008年1月7日閲覧。）

² これに関しては2006年10月31日付、省庁会議の「宗務庁コーラン教室における期限付き教員の雇用に関する原則と、これら教員に支払われる給料の決定についての決議」を参照に。

（DİB Kur'an Kurslarında Kısmi zamanlı Geçici Kur'an Kursu Öğreticisi Çalıştırılmasına İlişkin Usul ve Esaslar ile Bunlara Ödenecek Ücretlerin Belirlenmesine Dair Karar）

この決議によって、あらたな4,500人の職員のために、1年間の教育期間に（10ヶ月を超えない範囲で）（夏のコーラン教室を含めた）コーラン教室において臨時教員として勤務する際の原則と給料などが明らかにされた。（2006年12月12日に変更追加。）

臨時教員の採用については、新たに「教員能力証書（Öğretici Yeterlik belgesi）」という証明書を持っていることが雇用の条件となった。

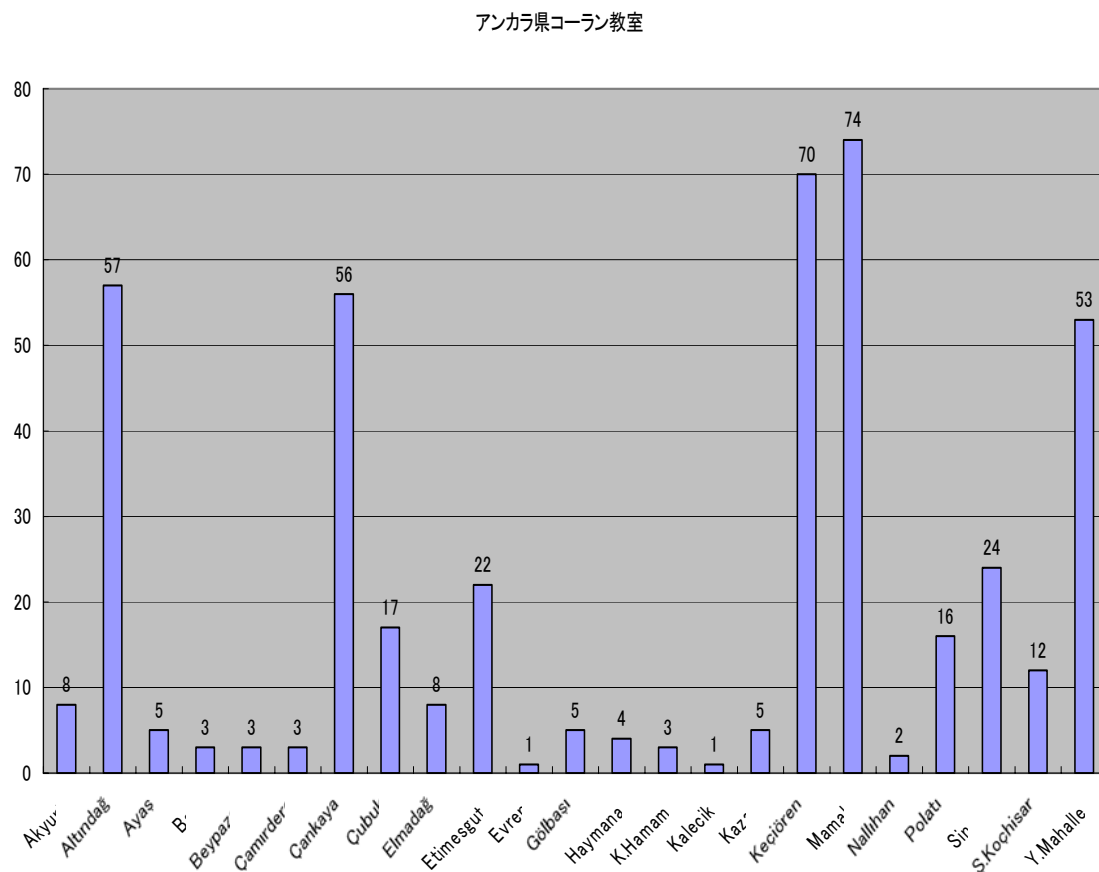
この決議によって雇用される者は、臨時教員として1日5時間の授業を行う代償に40YTLの給料を支払われることになった。

なお、2007年6月11日のZaman紙が明らかにしたところによれば、6月以降8,500人の契約職員が宗務庁に採用され、うち約2500人がコーラン教室に契約教員として採用された。
<http://www.zaman.com.tr/haber.do?haberno=550206>（2008年1月7日閲覧。）

人が女性教員であった。ただし、アンカラ宗務局の発表しているデータでは、一教室につき 1 名の教員についてのみ掲載されているので、アンカラ県で働く全教員の数は明らかになっていない。

さらに 21 校のうち 9 校が男子教員、寮制と通学制どちらも兼ねる 2 校のうち 1 校が男子教員であった。¹

アンカラ県における郡ごとのコーラン教室数は以下の通りである。



アンカラ宗務局のホームページ、アンカラ県におけるコーラン教室リストより。グラフは執筆者作成（2008 年 1 月 6 日閲覧。）

（2）イスタンブル

イスタンブル宗務局がそのホームページで発表したところによれば、イスタンブル県内のコーラン教室は全寮制が 132 校、通学制が 293 校あり、計 425 校である。

正式職員として働いている男性教員は 156 人、女性教員は 474 人の計 630 人である。契約職員として働いている教員はというと、465 人となり、全教員合わせると 1,095 人がイス

¹ アンカラ宗務局HPより <http://ankaramuftulugu.gov.tr/icerikler.php?id=175>（2008 年 1 月 8 日閲覧。）

タンブル県で働いていることが分かる。¹

(3) 女性教員の増加

アンカラ、イスタンブルの宗務局の発表したデータには重要な共通点がある。女性教員が圧倒的に多数であることである。イスタンブルでは、**156** 人の男性教員が正式職員として勤務しているが、アンカラには **13** 名しかいない。(ただし、アンカラのデータは全教員を網羅しているとは限らないため、もっと多くの男性教員がいることは十分に考えられる。)

なぜ女性教員が増えているかというと、やはりそれは女子生徒の増加と無関係ではないだろう。女性のクラスで教える教員は女性でなければならないためである。女子生徒の増加が、女性教員の増加を招いたといえる。

宗務庁の発行する月刊 *Diyānet* の 2007 年 4 月号に、宗務庁副長官 M.Şevki Aydın の「コーラン教室と女性」という記事が掲載された。そこでもやはり、コーラン教室での生徒像の変化が、教員の女性化をもたらしたことが解説されている。Aydın の記事によれば、もはや募集する教員も「女性」に限定せざるを得ない状況であり、ここ 3 年間は女性の教員しか採用しなかった、ということだった。さらに Aydın は、コーラン教室で女子生徒が増えていく状況に対して不快感を示す者たちもいるが、女子生徒の増加は女性と家族の問題の解決に貢献している、と述べている。学校に通わせてもらえない女子や、もしくは家の中に閉じこもっている女性にとって、コーラン教室が教育の場となり、家の外の社交場となること、そして、進学を考えていなかった女子生徒たちに進学するように勧めていることを理由として挙げている。²

¹イスタンブル宗務局HPより「イスタンブルにおける職員、モスクとコーラン教室の数」
http://www.istanbulmuftulugu.gov.tr/index.php?option=com_content&task=view&id=197&Itemid=247 (2008 年 1 月 7 日閲覧。)

²M.Şevki Aydın, "Kur'an Kursu ve Kadın" *Diyānet*, Vol.196 (2007), Ankara.

第2章 コーラン教室の管理と運営

ここまで、トルコのコーラン教室とはどのようなものか、その歴史や授業内容、教員などといった観点から解説してきた。つづく第2章では、コーラン教室を実際に国がどのように管理しているのかを、「宗務庁コーラン教室の手引き」、『宗務庁回覧2007』、そして「宗務庁コーラン教室学生寮と学生アパートの運営」を主な資料にして、まとめていくことにする。

第1節 コーラン教室開設手続き

コーラン教室は、宗務庁が国民教育省と調整をしつつ、必要と思われる県や郡、市町村で開かれる。

開校までのプロセスとして、まずは建物と（国民健康局がふさわしいと認め、レポートが用意される必要がある）、必要な備品類が用意されること、そして15人以上の生徒の申し込みが必要である。地方の宗務局が宗務庁へ開校申し込みをし、宗務局は必要な書類を揃えた上で、宗務庁に申し込みを行う。宗務庁からの承認が降りたら、地域に対しても必要な告知を行い、その後、生徒の登録が始められる。（承認の前に、宗務庁は派遣員を送って地域がコーラン教室を必要としているかをチェックする。）

生徒は各教室に対して登録申し込みを行い、教室は生徒の名簿を作成する。登録された生徒についてはレポートにして宗務局に提出され、そこで保管される。朗読クラスの男女の生徒数については、宗務庁に届け出られる。（教室に関する情報を宗務庁が把握しておくためである。）

各教室には15～30名の生徒がいることが原則である。（夏期コーラン教室も同様に30人まで。）¹

教室の教員に関しては、宗務局が常に把握し、異動などがあれば宗務庁に報告されることになっている。そしてクラスの宣伝などの業務も、宗務局の許可が必要である。

このように、コーラン教室と宗務庁との関係は、コーラン教室を宗務局が管理、宗務局を宗務庁が管理というような、いわゆる中央集権体制になっている。さらに、開校に始まり、要所要所において国民教育省の監査が入るようなシステムになっている。

第2節 宗務庁のコーラン教室関連業務

1. 試験

¹前出「宗務庁コーラン教室学生寮と学生アパートの運営」第1部、第2章

朗読クラスの生徒の試験のために、ムフティやコーラン教室運営者が試験委員会をつくり、試験が行われる。試験は、毎年教育年間の終了後に行われる（5月最終週。）ただし、遅れて授業をスタートした（12月までにスタートできなかった）クラスは試験を受けることができない。試験で優秀な成績をとれば、コーラン教室修了証書が与えられる。ハーフズクラスの試験も同様であるが、ハーフズ証明を取得するために学外からも（コーラン教室で勉強した生徒ではなくても）試験を受けることは可能である。試験を受ける生徒の名簿は宗務局が作成し、宗務庁に提出することになっている。¹

2. 監査

コーラン教室への監査は、宗務庁の派遣する視察員や関連するムフティ、コーラン教室室長などによって行われる。（ムフティとコーラン教室長は、毎週どこかのクラスの監査に行くことになっている。）監査結果は直接、宗務庁に送られることになっている。²

3. 寮の運営

学生寮と学生アパートは、宗務庁の運営するコーラン教室で勉強する生徒たちのために、県のムフティからの要望をふまえて設置される。コーラン教室の開校と同様、建物に関しては、健康面、安全面、その他、様々な視点からチェックが入り、（国民教育局からも）生徒達の居住地としてふさわしいことが確認される必要がある。必要な部屋や備品、トイレ、風呂の数にいたるまで詳細な規制がある。³

学生寮や学生アパートに生徒を受け入れる際の優先事項についてだが、まず初めに優先される生徒として孤児、次に家族が貧しい子供、両親が外国に居る者、となっている。⁴

学生寮、学生アパートにおいては、寮監督が常に監督にあたり、必要な業務を遂行することと定められている。

4. 宗務庁職員の職業教育

宗務庁は、宗務に関係して働く職員たちのために職業教育コースを開設している。コーラン教室の教員のためにも、2年に一度、勤務評定が行われ、それによりコースに参加させられる教員が選ばれる。このコースは、宗務庁や県、郡の宗務センターにおいて開かれる。

また、初めて業務に就くコーラン教室の教員は、インターン教育を受けることになっている。基本教育クラスの期間は10日間であり、このコースが終了すると生徒たちによる授業評価が行われ、その後、準備教育クラスを担当する。この期間は30日間であり、このコースが終了すると、その成績評価が業務にあたる県、または郡の宗務局に提出されることになっている。

¹同、第5章。

²前出「宗務庁コーラン教室の手引き」第44条。

³前出「宗務庁コーラン教室学生寮と学生アパートの運営」第3部、第1～2章。

⁴同、第38条。

第 3 章 夏期コーラン教室における教育

『夏期コーラン教室授業要綱』は毎年、公式の夏期コーラン教室全教員に対し、宗務庁から配られる授業要綱である。前章で述べたように、夏期コーラン教室の教員は、これに頼りながら授業を行うことになっている。同要綱の内容は、まず夏期コーラン教室の目的や授業の進め方などの後、良き教師であるためにはどう振舞ったらよいか、生徒へ教えるときに具体的にどうしたらよいかなどが詳細に書かれている。¹。

この章では、『夏期コーラン教室の授業要綱』を資料に、夏期コーラン教室における教育のシステムについて第 1 節で概説する。さらに、第 2 節では筆者が実際に観察した夏期コーラン教室の状況を紹介する。

第 1 節 段階的教育システムとカリキュラム

夏期コーラン教室においても長期コーラン教室と同様に、コーランの言葉、信仰、道徳、礼拝、スィヤールの 5 分野に分かれた教育が行われている。

夏期コーラン教室の教育は 3 段階に分けられている。それら教育段階を、夏期コーラン教室のシステムでは、クル（Kur 英語の course）と呼んでいる。第 1 クルから第 3 クルまでのクラスがつくられ、教育は行われる。

生徒の記憶力や、授業に出席した回数などによっても、授業で学んだことをどれだけ自分のものに出来たかは違ってくる。よって、勉強不足でひと夏の間に授業内容を全く覚えることができなかったような場合には、次の年の夏にまた続きから始められるように、生徒全員に対してクルごとに評価表が作成される。²評価表においては、授業で教えられる全項目の成績が記録される。また、引越しなどの事情から途中で教室を変わなければならないようになった場合などにも、この評価表に基づいて、移った先のコーラン教室で続きから始められるようなシステムになっている。³

1 クル 3 週間ずつの期間が見込まれており、⁴予定上では 9 週間で 3 クルが修了することになっている。

生徒の勉強の具合によっては、分野ごとの出来具合が違ってくる場合がある。ある分野では 1 クルの段階だが、別の分野では 2 または 3 クルまで進んでいることも有り得る。また、教室の状況によっては、別々のクルのクラスが一つの教室で勉強しなければならないか

¹ Ibid.pp18~50. 教授法について詳しい解説が書かれている。子供たちにコピーをして配る資料も授業要綱の中に入っている。それら資料は例えばアッラーの呼び名全てが書かれているものであったり、クイズ形式でイスラームの知識を勉強できるものなどである。

² 『夏期コーラン教室授業要綱』 pp.156~161

³ Ibid., p.12 参照。執筆者が留学中に見学に行った夏期コーラン教室においても教員から同様の説明が為された。（2006 年 7 月）

⁴ Ibid., p.12

ったりもすることもある。そういった場合は、教員が必要な限りコーディネートをして、生徒個人が必要とする教育を与えられるようにと指示されている。¹この点では、教員の裁量に頼ったシステムであるといえる。

『夏期コーラン教室の授業要綱』には、3 クールをさらにユニットと、5 つの分野ごとに分けた授業カリキュラムが記載されている。夏期コーラン教室の教員は、この授業カリキュラムをチェックしながら授業を進めていくのである。

第2節 夏期コーラン教室の観察

ここで、2006 年 7 月、筆者が見学した夏期コーラン教室を簡単に紹介する。

事例 1

(1) 実施日、場所。

2006 年 7 月 17 日。

アンカラの中心部のコジャテペジャーミィのイマームの紹介者により、アンカラ郊外の女子用のコーラン教室を見学。

(2) 教室の空間

教室はモスクに併設する建物の中にあった。² 教室に分かれて教育が行われていた。教室の外のスペースに机といすが二組置かれ、そこにコーラン全文暗誦を目指して勉強する女子生徒が二人、並んで勉強していた。どの教室も女性しかいなかった。

教室の中の設備は、机とイスと教壇、黒板、チョークなど。

(3) 1 日の授業

朝の 9 時。子供たちは既にお清め (Aptes) も済ませ、スカーフもかぶった状態で並んで席に座っていた。一つの長机に 2 人ずつ腰をかけ、全員がコーランを持っていた。アラビア語で書かれているコーランの文章の横にトルコ語で意味が記載されているものである。

まずは先生が出席を確認する。その後、授業の開始である。「ビスミッラー・・・」から始まる。

その日の最初の授業は、暗誦の時間。スーレを先生が大声で暗誦すると、女子生徒たちがそれに続く、その繰り返しである。先生が「暗誦できた人」というと、女子生徒は競って一本指を挙げる。1 人が指名されて暗誦する。すらすらと暗誦できる子もいれば、途中で忘れてしまう子もいた。暗誦の確認をひたすら進めた後、先生は子供たちに「トルコ語の意味は家で確認してくるように」と指示。

休み時間になると台所でおやつ。全員分用意されていたジュースが配られ、生徒の一人

¹ Ibid.

が家で焼いて持って来てケーキを全員に配った。こうしてお菓子を持ってきたりすることは決まりになっているわけではなく、生徒が進んで持ってくる、とのことであった。その後、休み時間が終わると再び授業が始まった。今度はムハンマドの家族や、ラマザンの意味などについて、先生が生徒たちにしきりに質問を投げかけつつ、授業が進められていった。

（４）生徒たち

女子生徒たちの年齢は、およそ１２才～１５才の間のものであった。しかし、教室にはどう見ても１２歳以下なのではないかと思われる児童がいたため、質問すると、「あの子の姉がコーランの勉強に来ていますが、姉と一緒に来たがるものですから、クラスに受け入れています。ついでにコーランの勉強もさせているのです。」との答えを得た。

（５）教師

先生はエスラさんという女性。美しく、支配的な雰囲気であった。頭にかぶったスカーフから長いスカートまで、おそろいの生地でドレスのように仕立てられた服を着てコーランをすらすら暗誦する。その姿は、女子生徒の憧れを喚起するものといえよう。エスラ先生の学歴は、イマム・ハティプ高校を卒業後、ハジェテペ大学の神学部を卒業したとのこと。彼女は、夏期コーラン教室の教師の職に誇りをもっていると語り、「通いたい子供たちはたくさんいるけど、スペースが無い。今通っている子たちは皆、自分で通いたくて通っているのだ、喜んで来ているのだ」ということだった。

事例２

（１）時期、対象

2006年7月18日。場所は、アンカラのクルトゥルシュのモスクに併設するコーラン教室。

（２）教室の空間

この教室は、入り口から入ると少し広いスペースがあり、ここでも２つの教室が並んで同時に授業が行われていた。

（３）１日の授業

ここでも『夏期コーラン教室授業要綱』を見ながらの授業が行われていた。

しかし、全体としては、より自由な雰囲気で授業は行われていた。見学した授業では、先生は、一人ずつ生徒を教壇の前に呼び、前日に出した宿題の暗誦の確認をしていた。その間じゅう、子供たちはかなり自由に行動していた。筆者の参加が授業の秩序を壊した面も否定できない。筆者の周囲に集まり、授業には集中できない様子も見られた。しかし、

先生はとくに怒った様子はなかった。その後、先生は子供たちの集中力がなくなっていると判断し、イスラーム的な内容を歌詞にもつ歌を歌わせた。子供たちはそれをとても喜んでいる様子で、何曲も歌っていた。

（４）生徒と教師

生徒たちは、１２～１５才の同年代の少女がほとんどだったが、２，３人年齢の高いような生徒も居た。教師は２人とも典型的な主婦タイプであった。子供達が騒いでものんびりと放っておく手法であった。筆者に対しては、「子供達はすぐに飽きてしまう。飽きさせないに、たまに歌を歌わせたりもします。」と語った。

以上の観察は、わずか２例にすぎないため、一般化はできないが、いずれの場合も、生徒たちが、コーラン教室を楽しんでいる様子が印象的であった。教室により、その雰囲気には差はあるが、子供たちのパワーには圧倒的なものがあった。暗誦してきたアラビア語を大声で読み上げる子供たち、先生に当ててもらおうと競って手を挙げる子供たちが非常に印象深い。そして、１２歳という年齢はやはり素直で、単純な喜びに満ち溢れていた。暗誦もまるでゲーム感覚でしかないようにみえた。「暗誦できたぞ、やった！」という喜び、そして教室に來れば友達に会える喜びが教室から感じられた。

親からすると、夏休み期間中、無料で勉強と遊びの場を提供してくれるコーラン教室は利用価値の高いものでもあろう。カリキュラムの標準化が図られていることにより、一般家庭にとっては、特殊な思想教育が行われる「危険性」も排除されている。実際、中央からの指示は、末端のコーラン学校に、適切に届いているように伺われた。

おわりに

本稿では、各種の宗務庁法規参考に、トルコの現在のコーラン教室について様々な観点からの解明を試みた。コーラン教室は、トルコの宗教教育の基幹といえる組織である。だが、詳しい運営方法については、種々の法規を読まなければ、知ることはできないからである。このため、本稿では、種々の法規をまとめ、宗務庁の発表していたデータを読み取るなどして、公式のコーラン教室とはいかなるものか、現在のコーラン教室はどんな状況にあるのかの解明につとめた。

授業内容やコーラン教室の歴史を把握し、現在までのデータを読み解くことは容易であった。だが、コーラン教室が、どの程度、国民教育省の監視下にあるべきかが関わってくるような法規や、教員の採用方法についての法規は、それぞれ譲れない陣地を巡って政党間でも一進一退の攻防があると推測され¹、実態はわかりにくい。法令に変更が加えられても、さらに変更が加えられ元に戻っていたり、とその変化が激しいからである。本稿では現在の時点での状況説明の解説に努めたが、特に教員の採用基準については、Suleyman Akyürek, *Kuran Kursu Öğreticisinin Mesleki Yeterlikleri*においても述べられているように、不明確な点が多い。基準は一応書かれていても、例外は多く、そもそも法規を読まなければ教員の基準も分からないようでは全く非効率的ともいえるだろう。

しかしながら、依然として、その制度面の記述が不十分であることは、本稿の反省点である。今後は、よりいっそうの解明に努めたい。

最後に、女子教員の増加に関しての宗務庁副長官 Aydın の記事についてだが、実際に各地のコーラン教室で実地調査をしない限りは、Aydın の主張が正しいかどうか分からないだろう。教員の学歴状況についても、本稿で明らかにすることはできなかった。今後のコーラン教室研究において、それらのことを解明していく必要があるだろう。

¹前出「宗務庁コーラン教室学生寮と学生アパートの運営」より契約職員の採用基準についての第 21 条、夏期コーラン教室の開校期間と、開校業務に関する第 32 条が 2003 年 11 月 24 日に変更されたことに対し、CHP は猛反発。2003 年 12 月 23 日にはすぐに変更点のほとんどが元に戻された。CHP の反発に関しての記事は <http://www.ntvmsnbc.com/news/246501.ASP> (2008 年 1 月 9 日閲覧。)

参考文献：

- 宗務庁HPより「宗務庁コーラン教室の手引き」(DİB Kur'an Kursları Yönergesi)
<http://www.diyaret.gov.tr/turkish/mevzuaticerik.asp?id=2301> (2008年1月6日閲覧。)
- 宗務庁HPより「宗務庁回覧2007」(DİB Genelge2007)
<http://www.diyaret.gov.tr/turkish/mevzuat4.asp?konu=10&sayfa=1> (2008年1月6日閲覧。)
- DİB Din Eğitimi Dairesi Başkanlığı,2006, *Yaz Kur'an Kursları Öğretici Kılavuzu*,Ankara
「宗務庁コーラン教室学生寮と学生アパートの運営」
- <http://www.diyaret.gov.tr/turkish/mevzuaticerik.asp?id=2204> (2008年1月6日閲覧。)
- 田島 綾子「トルコにおける宗教教育—公教育の宗教科目」東京外国語大学外国語学部 2002 年度卒業論文。
- 澤江史子「周縁化される世俗主義」『日本中東学会年報』、第19巻2号(2004) .p.150.
- Süleyman Akyürek, *Kuran Kursu Öğreticisinin Mesleki Yeterlikleri*,Kayseri,2004
- “Kur'an Kursu”Türkiye Diyanet Vakfı, *İslam Ansiklopedisi* ,26.cilt,p.424-425.
「宗務庁人事、任命と異動の運営」(Diyanet işleri başkanlığı atama ve yer değiştirme yönetmeliği) <http://www.diyaret.gov.tr/turkish/mevzuaticerik.asp?id=2348> (2008年1月6日閲覧。)
- アンカラ宗務局HP：<http://ankaramuftulugu.gov.tr/>
(2008年1月8日閲覧。)
- イスタンブール宗務局 HP：
<http://www.istanbulmuftulugu.gov.tr/>
(2008年1月7日閲覧。)
- 「宗務庁コーラン教室における期限付き教員の雇用に関する原則と、これら教員に支払われる給料の決定についての決議」(DİB Kur'an kurslarında Kısmi Zamanlı Geçici Kur'an Kursu Öğreticisi Çalıştırılmasına İlişkin Usul ve Esaslar ile Bunlara Ödenecek Ücretlerin Belirlenmesine Dair Karar) <http://www.diyaret.gov.tr/turkish/mevzuaticerik.asp?id=2536>
(2008年1月6日閲覧。)
- Dini Yayınlar Dairesi Başkanlığı, *Diyanet*,196.2007,Ankara.

付録1:『宗務庁回覧2007』より教育業務に関する第3章。

第3章 教育業務

教育業務の重要性

第45条・(1)宗務庁；社会を宗教的に啓蒙するために視覚的、書物などの発行でもって効果を得たように、それぞれが普及した宗教教育施設であるコーラン教室を通して希望する者にコーランを見ながら適切に読むことを教えること。また希望する者にコーラン全文暗誦をさせること。(ハーフズを目指させること) 礼拝のために必要な(コーランの)文、章、

そしてお祈りの正しい形式を教えること。イスラームの信仰、礼拝と道德律、預言者の人生や手本となる道德に関して知識を与えること。

(2) 社会を宗教的に適切に啓蒙することは、その専門分野で勉強した宗教の専門家である有能な職員によって、はじめて可能になる。

(3) 現在、行なわれている業務の質を向上させること、教育業務の統一性と影響力を保証すること、宗務庁の中央、地方、そして国外の機関で任務についている職員、特にモスクで働く職員が行政的・職業的に熟練していること、職員の職業的な能力とサービスを向上させること。以上のようなことのためには、教育を受けていることが重要であることは言うまでもない。

(4) 宗務庁としては、こういった目的で行なわれている業務と、これら業務を遂行するにあたっての注意点と履行されるべき点などを以下に示した。

コーラン教室運営の原則

第 46 条- (1) 宗務庁のコーラン教室の運営は、「宗務庁コーラン教室と学生寮、学生アパートの運営」、「コーラン教室の手引書」にもとづいて行なわれる。

32 週間のコーラン教室

第 47 条- (1) コーラン教室の開校・運営は、「宗務庁コーラン教室と学生寮、学生アパートの運営」の第 7 条で示されている規則に則って行なわれる。

(2) いかなる場合も分校は開校できない、もしも必要がある場合には、また別の独立したコーラン教室の開校を申し出ること。

(3) 全寮制のコーラン教室が開校されている建物には、「建築物使用許可書」が必ずなくてはならない。

(4) 2006~2007 年の教育年間以降、登録業務は可能な限り P C 環境から行なわれる。

(5) 全寮制のコーラン教室として割り当てられる建物には；最低でも 3 教室分と、十分に休憩スペースとスポーツ場があることが求められる。

(6) 教室と寮の建物の内外部、さらに周りの環境も整って清潔で教育と健康を保つために適切であるかどうかには注意が払われる。

(7) 教室と学生アパートの建物、教室では；列、机、黒板、カーテン、絵、掲示板などを美しく配列、整頓させること、トイレや風呂場を清潔に保つこと、壁を染めてしつこいを塗ること、こういった仕事については必要な限り注意を払われる。

(8) 全寮制で教育が行なわれるコーラン教室では、2 段ベッドの大部屋の形式は廃止し、3~4 人部屋で 1 段ベッドの形式に移すこと。

(9) コーラン教室では初めに救助、健康薬品棚、そして消火器を設置すること、これらは常にチェックされ、充足される。

(10) コーラン教室と夏期コーラン教室の開校、そしてこれらの教室に生徒が登録するため

に必要な条件、どのような書類が必要になるかは、あらゆる媒体を通して（説教、紙面、ラジオ放送、TV など）を活用しつつ国民に知らされる。発表は宗務局のみが行うこと。

(11) 様々な事情により、授業を一時休みにしておく必要の生じてしまったコーラン教室と、新しく開校される必要の出たきたコーラン教室は、まずは遅れずに宗務庁に届け出ること。授業が休みに入った教室が再び開かれるときには、休校以来 5 年経過していない場合には建物をムフティが自らチェックし、建物に関係する書類を用意し、宗務庁に提出すること。休校以来 5 年が経ってしまった教室に関しては、宗務庁の派遣員がその地域でレポート（調査）し、その結果に従って、再び授業が開始される。

(12) 宗務庁の許可を得ずに教育を始めないこと。

(13) 互いに近い場所に教室が 2 つある場合、建物の見地からより中心に位置し、より教育に適した状態にある片方にまとめていく方向でいくこと。

(14) 何年もの間、見捨てられ、もはや物理的に使えない、これから先も学生が集まることはないと分かったコーラン教室は、廃校を宗務庁に申し出ること。

(15) コーラン教室に十分な学生が来ず、教員が余っている場合は、教員を必要としている県内のほかのコーラン教室に異動されること。異動の承認は宗務庁に提出されること。

(16) 教員を必要としている教室を確証するにあたって、ハーフズクラスで勉強中の 15~17 歳のグループが居る教室に、まず優先的に教員は供給される。

(17) コーラン教室では、名簿に掲載された契約教員だけで需要に答えられなかった場合、臨時職員を雇うことができる。ただし以下の範囲内で。

a) 臨時職員として雇われる者は、授業に入る前に最低 5 日間、関係する宗務局から教育学のフォーメーションのクラスに参加すること。

b) コーラン教室に臨時職員として雇われる者たちの、姓名と雇われる教室の名前、学生の数などは毎年 11 月末までに**学生の状況レポート**と一緒に宗務庁に提出されること。

c) 前年の教育年間で不成功に終わった臨時職員は二度と雇われない。ただ、正式教員と臨時教員の「**授業の配分表**」（どの職員がどの授業を行ったかなどを表す）は宗務庁に送られなくともよい。

(18) コーラン教室では、正式／臨時教員、そしてお手伝いの職員、教室に来る生徒達たちは共に、清潔な身なりでいるために最大限の努力をすること。

(19) コーラン教室では、目標とされている授業プログラムの実行のために、日々の、毎週の、そして毎月の予定が教員によって準備される。毎年の授業予定については、統一性を保つために県の宗務局が企画した委員会によって準備される。

(20) コーラン教室では、教育をより実りあるものにするために、時代の最先端の技術製品（パソコン、テレビ、DVD、VCD、ビデオなど）を、可能な範囲内で有効活用する。

(21) コーラン教室の教科書に関して；宗務庁とトルコ宗務ワークス財団の発行した本、宗務高等委員会によって推薦され、宗務庁出版の条件に合っているとされた発行物、国民教育省の教育委員会（Talim ve Terbiye Kurulu）によって学校にふさわしいと認められた本、

宗務局から教科書として使われても構わないとされた発行物が使われる。

(22) コーラン教室の監査は、「コーラン教室と学生寮、学生アパートの運営」の第 44 条、「コーラン教室の手引書」の第 44 条で明らかにされているように、そして付録—1 4 の用紙にある形式に則って行なわれる。作成された監視レポートは宗務局によって評価され、そこで必要とされたことは周辺地域によって行われる。

(23) コーラン教室では、生徒たちの給食、住居、教育などの需要に答える手伝いをする個人（自然人）、もしくは法人、もしくは委員会から派遣される人物などが、目的は何にせよ教室における教育と監査業務に介入したり、示唆を与えたりすることは絶対に許されない。

(24) 第 657 号「政府の役人に関する法」の第 15 条における、「政府の役人は権限を持つ上役の許可を得ずに出版社や報道局、ラジオ、テレビなどの組織に、公務についての情報や声明を出してはならない。」に則って、コーラン教室では、いかなる種類の出版、放送関係者による録音、録画にも宗務庁の承認に基づいた宗務局の許可が絶対に必要である。

(25) 高齢の女生徒たちの年末の試験では；女性の県の副ムフティ、説法者、宗務専門家、そして女性のコーラン教室の教員たちによって委員会が組織されるために最大限の努力が払われる。

(26) コーラン教室の監査に関して 3 ヶ月に一度チェックされて宗務庁に送られていた「監査レポート」用紙は、廃止されたはずである。

夏期コーラン教室

第 48 条- (1) 宗務局によって、毎年、学校が休暇の間、夏期コーラン教室が開かれる。

(2) 夏期コーラン教室の開校に当たっては、「コーラン教室と学生寮、学生アパートの運営」の 32 条、「コーラン教室の手引書」の 33 条に従うこと。

(3) 夏期コーラン教室に参加する学生は、年齢と、どれほどの知識を持っているかによってクラス分けられる。1 グループ 30 人を超えないように作られること。

(4) 宗務庁に属していないアパート、寮、その他そのような場所で夏期コーラン教室が開かれることのないように。

(5) 夏期コーラン教室で教員として働く予定で宗教サービスのクラスで勉強している職員と、任期付きのコーラン教室の教員たちは、宗務局によって任務につかされる。

(6) 教育の統一性を保ち、実り多い授業にするために、夏期コーラン教室で任務に就く職員は、毎年授業が始まる前に、関連する宗務局で行なわれる教育学のフォーメーションの授業を適切な時期に、必要な一定期間、受講すること。このクラスでは特に、夏のコーラン教室の授業プログラムの実行に関して必要な知識が教授される。

(7) 夏期コーラン教室の実施レポートと、関連するその他の資料は、毎年 9 月の終わりまでに宗務庁に送られること。

(8) 夏期コーラン教室で使用される教科書は、宗務庁によって発表される。発表されなかった年は宗務局によって発表される。

(9)授業においては、可能な限り視覚的な資料を利用すること。

コーラン教室と夏期コーラン教室、追加授業分の給料

第 49 条- (1) コーラン教室と夏期コーラン教室で業務に就く者の追加授業分の給料は;1984 年 8 月 29 日付 84/8502 号、閣議決定によって執行された「宗務庁コーラン教室で行なわれる授業時間と追加授業分の給料に関する原則」と、2005 年 7 月 12 日付、2005/9169 号、省庁会議で変更を加えられた決議に従って支払われること。

(2) 毎年発行される「閣議決定追加条項、宗務庁コーラン教室における期間限定コーラン教室教員の労働に関しての手順、原則と、これら職員に支払われる給料の決定に関する決議」で明らかにされた条件に合う人物が、任期付きでコーラン教室の臨時教員として任務につかされる。

(3) 仕事を始めなかった、もしくは辞職する教員がいるために空きが出た任期付きのコーラン教室の臨時教員の代わりに、同じくらいの質を持ち、残りの契約期間業務に就けるように雇われた職員は、人事部省と調整を行いつつ新しい業務契約を結ぶこと。

(4) 期間限定のコーラン教室の臨時教員は毎日 5 時間の授業をする代償に、全給料が支払われる。ただ、金曜日は 4 時間の授業になるため全給料の 5 分の 4 を、夏の教室については教員に対して毎日異なる時間に異なる学生達に合わせて 5 時間授業をする代償として全給料が、毎日 3 時間の授業しかない場合には全給料の 5 分の 3 を支払われる。さらに、代理のイマームおよびハティブが夏期コーラン教室で授業を行なった場合は、彼らには追加の授業料が支払われる。

(5) 夏期コーラン教室において、任期付きのコーラン教室の臨時教員が毎日 3 時間の授業を行なうことで得る 1 ヶ月の給料の合計から計算される全保険料は、社会保険機関に対して遅くとも次の月末までに支払われること、同様に保険料の計算のために社会保険機関局の関係者と面会する必要がある。

(6) 5 人以上の生徒にコーラン全文暗誦をさせるコーラン教室の教員に対しては、授業を続ける限り追加給料が年中支払われる。

職業教育の業務について¹

第 50 条- (1) 宗務庁の教育の中心的活動と、地域で宗務局によって実施されている業務内活動については、「宗務庁職業教育の運営」、「宗務庁役員候補の育成業務」、「宗務庁職員の昇進と専門の変更業務」に従いながら、以下のような原則にそって実施されること。

県、郡で行なわれる職業教育コースにおいて従われるべき原則

第 51 条- (1) サービスを実り多いものにし、任務を成功させることは、職業的な能力に拠るところが大きい。このことから、職業的な能力をチェック、確証するためにも、宗務分野

¹宗務庁に付属して働く職員のために開かれる教室における職業教育。

で働くコーラン教室の教員、イマームやハティブ、エザン時報係りなどを評価するための用紙（付録—1 5）が、2年に1度、1月の終わりまでに記入されること。

(2) 職業的観点からあまり好ましくない職員はというと、足りないところを補足したときには再び、評価用紙（付録—1 5）は訂正されること。

(3) 職員の候補のための評価用紙は、職員採用の要求があった後、記入されること。

(4) 県、郡で行なわれている職業教育のコースでは、以下の原則に従うこと。

a) 県、郡の宗務局の実施する職業教育のコースや、宗務庁の実施するクラスの授業に参加する者の選抜は、付録—1 5 の用紙にある資料を参考にしつつ組織される委員会によって行なわれる。

b) 選ばれた生徒達（kursiyer という言葉が使われている）にどういった点で教育の必要があるか、そしてこの教育がどれくらいの期間で満了するかに注意が払われつつ、付録—1 6 に記載されている通りに準備される授業プログラムや、教室で授業を行なう教員の氏名、専門家（の氏名？）を含めた一連の書類の形式にして宗務庁に提出されること。職業教育クラスは、宗務庁から良い返事を受け取った後、開校されること。

c) 教室は、前年に県、郡の中央で開かれた職業教育のコースに参加できなかった者のために用意される。ただ、より以前に参加していたにもかかわらず、特に委員会がもう一度授業に参加するのが適切とされる者も参加させられ得る。

ç) 県、郡で行われる職業教育のコースに参加させられる職員のうち、任務地が授業の行われる場所と遠く離れている場合、必要ならば金曜の礼拝日を除いた他の時間は任務から免除されることもある。授業期間に任務から免除される者の決定は、関連する宗務局によって行われる、そして授業のために上司から休みの許しを得る場合、職員がどの時間帯に任務から免除されるかは、理由とともに承認を得るとき明らかにすること。

d) 地域で開かれる職業教育には、職員候補が参加させられる。職員候補が任務に就く前に基本教育と準備教育を受けさせる。

e) 準備教育のクラスは、「宗務庁の役員候補の育成運営」に沿って 6 週間、もしくは 10 週間の期間で行われる。

f) 授業が始まる前にレベルチェックテストが行われ、コースはレベルに従ってつくられる。

g) 職業授業は、職員が任務をおろそかにしない形で行われること、2 人の職員がいれば、コースを別々の時間に受けること。

ğ) コースで教員となる職員は、周辺地域から採用される。以下のような条件が求められる；

- 1) 教室で教員職を行う教職員が居ない郡は、その郡がある県、もしくは県内のほかの郡で教職員がいる場合、その教職員を必要な県、郡で任務につかせる可能性をつくるために授業時間を組み合わせるように県のムフティがコーディネートすることもできる。
- 2) 教室の周辺地域もしくは同じ県内に住む教職員は、宗務庁の承認の必要もなく mülkî âmir(財務管理官)の承認をもって任務に就くことができる。

- 3)教職員が他の県で任務に就くことになったとき、この任命は、県の申し出であった上で宗務庁によって行われるものである。
- h)地域で開かれる職業教育のコースでは、宗務庁から送られる教育プログラムが実行される。地域の条件と授業を受けさせられる職員が必要としている教育を与えるために、カリキュラムに書かれている課題を宗務局が変更することもできる。
- i) 言及されたカリキュラム以外にもクラスでは、コーランの言葉の意味の授業、包括的なハディースの授業も行われる。授業で使われる教科書は宗務局によって決定される。
- j) 職業教育のコースにおいては、コーランの言葉の授業では朗読や、読み方の訂正に時間は割かれないように。コーランの言葉を朗読し、暗記する授業において話題がそこに至れば、朗読方法についても生徒達（kursiyerlere）に必要な説明が行われる。
- k) コーラン教室で使用される「授業ノート」（授業内容を記録する）は宗務局の用意するサービス内授業の教室でも使われる。形式に合ったかたちで、きちんと、授業をした教員によって記録される。
- k) 教員に授業料が払われるとき、行った授業の数は授業ノートに記録されたものの通りに決定される
- l) 職業教育コースで結果的に落第した者は、落第した授業に関連する専門家の指導の下、よく再勉強させられること。

県、郡で開かれるエザンを美しく朗読する授業

第 52 条- (1) このクラスには、当局の管轄内で職務に就いているエザン祈禱時報係もしくは、エザン時報係りがいないモスクではイマームやハティブが参加する。

(2) クラスは、最も多くて 25 人とする。

(3)授業は前もって宗務庁から送られていたカリキュラムの通りに進められること。このクラスでは、教員職をするために育成される職員に与えられた授業ノートと県の宗務局に与えられる 5 分間のエザン朗読のカセットを有効活用する。

(4) クラスでは、必要な限り「宗教音楽」の授業も教授される。

(5) このクラスや、宗務庁の教育センター、周辺地域において教員となる職員の育成のためのクラスに参加した職員は、教員として任務に就かされる。必要があれば神学部教員メンバー、もしくはイマーム・ハティブ高校の教員、この分野で専門家である人物なども有効活用できる。

県、郡で行われる美しく効果的な朗読のためのクラス

第 53 条

(1) このクラスには、イマームおよびハティブや、職員が一人しかいないためにイマーム職、ハティブ職も兼任するエザン時報係りが参加させられる。クラスは多くても 25 人までのグループでつくられる。(2)クラスでは、前もって宗務庁から送られたカリキュラムが実行さ

れる。教員になるために育成させられる職員に与えられる授業ノートを有効活用することができる。

(3) クラスでは 42 時間の美しく詠むための時間 6 時間のフトワと選択課題、2 時間の人物関係、合計 50 時間の授業が行われる。

(4) クラスの最後には「美しく効果的な話術クラスに参加した職員の評価用紙」(付録一 17) を、全生徒一人一人のために「美しく効果的な話術」の授業を行う教員が記入し、宗務局に提出する。前述の用紙は、宗務局によって評価される。

インターン教育

第 54 条- (1) 職員候補のインターン教育は、「宗務庁役員候補の育成業務」の第 16 条、(d) 項に則って、任命された場所で行われる。

(2) 候補期間の終了とともに、採用の申し出を受けた全ての候補職員については前述の運営方針(「宗務庁役員候補の育成業務」) 付録の「役員候補のインターン教育評価証」に記入され、人事役員(ita amiri)によって承認される。

委員会と試験

第 55 条- (1) エザンを美しく効果的に詠唱するクラスを含む職業教育のコースの修了とともに、3 人から成る委員会によって成績評価が行われる。

(2) 試験委員会は、関連するムフティを委員長にするかたちで副ムフティ、説法者、支局長、コーラン教室長、監査官もしくは宗務局が適切と認めた職員、そして授業を行っていた教員から成る。

(3) 基本的な内容で、コースの修了とともに行われる試験では、宗務庁が授業レベルによって準備し、Eメールで「基本クラス試験問題」が分配される。全てのグループのために 400 問が用意された試験問題は遅くとも 1 日前に、100 問ずつ封筒に入れられ、4 通の封筒は試験日に試験教室に持ち込まれる。生徒たちの前で 1 通が引き抜かれる。選ばれた封筒の中の 100 問の問いが生徒たちに問われることになる。

(4) 職員候補は、「授業と試験実行委員会」「宗務庁の候補役員の育成運営」第 8 条に基づいて選ばれる。しかし、前述の条文で明らかにされたような十分な能力のある職員がない場合、必要な調整を行った上、最も近い郡のムフティ、もしくは条件の合う職員をこの委員会のメンバーとして採用することもできる。

(5) クラスの修了とともに、前述の運営方針の第 4 章にある形式、原則に則って試験は行われる。

(6) 基本クラス、準備クラスの修了とともに行われる試験の証明書は、「宗務庁役員候補の育成運営」第 27 条で明らかにされた原則に従って保存される。

教育センターで行われる職業教育コースでの一般的原則

第 56 条 (1) クラスが始まる前に生徒のレベルがチェックされる。クラスはこのチェックの結果に従って分けられる。

(2) クラスは多くとも 25 人までであること。

(3) 教員はその専門分野に従って授業を受けること。

(4) 教育センターの建物を清潔に保つために神経を払われること。手入れと修理を必ずさせること。

(5) 寝室は多くても 3 人部屋にすること。

(6) 教育センターでは、スポーツをするための場所も割かれること。

(7) 生徒には愛情と尊敬をもって接すること。職業的な連帯、連盟、助け合いなどが問題の解決に道案内となること。

(8) 教育センターの建物は多目的に使用できるものであること。

(9) 教育センターでコースの修了とともに行われる試験の成績評価と、生徒に与えられる休暇については、「職業教育の運営」における原則に注意が払われる。

役人候補の教育

第 57 条 (1) コーラン教室の教員、イマム・ハティブ、エザン時報係り、運転手や世話役の職員に最初に候補として任命された者たちの基本クラス、準備クラス、インターン教育は、657 号政府役員に関する法の第 55 条と、宗務庁の役員候補の育成運営の原則に従って 3 段階用意されること。

■(2)基本教育クラス；

a) クラスは少なくとも 10 日間、労働日に開校されること。

b) クラスでは、政府人事省によって発行された 2001 年 9 月 18 日付 B.02.1.宗務庁 0.72.00.03.350/977 号に付録して送られた「役員候補の基本教育、授業ノート 1-2」が教授されること。

c) プログラムと授業時間は『役員候補の基本教育プログラムと試験問題』3～11 ページで明らかにされているように実行すること。

d) 『役員候補の基本教育プログラムと試験問題』では教育レベルによって分けられた 300 問（教育レベルの合っているグループの問いだけを）のコピーがとられ、生徒に配られる。試験では 100 問が候補に知らされる。ただ、答えのヒントは決して生徒に与えないこと。

d) 基本教育クラスでは、生徒の数だけコピーされ配られる授業ノートと試験問題のコピーは、次のクラスで使われるように生徒から回収されること。

e) 基本教育クラスの最後に「役員候補の評価用紙」が記入され、承認される。その後、生徒は準備クラスを受けるための場所（教育センターまたは宗務局）へ送られる。

■(3)準備教育のクラス；

a) クラスは少なくとも 30 日間開校されること。

b) クラスでは宗務庁から送られるカリキュラムが実行される。

c) クラスの修了とともに「イマームやハティプ、エザン時報係り候補の評価用紙」(付録—18)、「コーラン教室の教員候補の評価用紙」(付録—19)、そして「説法者候補の評価用紙」(付録—20) が記入され評価された後、生徒たちが任務に就く県や郡の宗務局に送付される。

(4) インターン教育；「宗務庁役員候補の育成業務」に則って周辺地位で行われること。

職業授業のクラス

第 58 条- (1) 県、郡の宗務局と監察官によって職業教育を受けるに必要であると判断された職員のために「宗務庁職業教育運営」に則って開かれるコースである。

(2) このクラスは 4～8 週間の期間、開校される。

昇進教育クラス

第 59 条- (1) 「宗務庁職員の昇進と専門の変更業務」に則って開かれるクラスである。

教育サービスに関してその他の原則

第 60 条- (1) 宗務局が開校する職業教育のコースの期間と、毎日の授業プログラムと授業の開始日・終了日は、クラスに参加する職員が本来の業務をおろそかにしない範囲で周辺地域の条件に従って決定される。前述のクラスが実り多く規律に沿って実行されるために必要な措置は、関連する宗務局が行うこと。

(2) クラスは宗務局が適切とみなした場所で開校される。教室にある付属品、道具などはクラスが開かれる前に準備されること。

(3) 宗務庁の職員のために開校される職業教育のコースやセミナーでは、地方の人々の宗教的理解や適応の度合いに注意が払われ、職員の教育では、特にこの点に要点が置かれる。

(4) 宗務局が周辺地域で開校する（職員候補の基本、準備教育のクラス含む）職業教育コースとセミナーとの月ごとの会議では職員に対して；

- a) 宗務職員であるべき能力
- b) フトワと説法で目指されるべき姿勢、方式
- c) 国民の統一性と連帯性を守るために宗務の役割
- c) 日常的な宗教の問題（こういった件に関する質問で返されるべき答え）
- d) 国民の統一性と連帯性を築くためにフトワと説法の重要性
- e) 過去、現代の宗教と政治の関係
- f) トルコが対面している内、外からの脅威
- g) 経営と人事の関係
- g) 人権問題
- h) 環境と健康に関する知識

1) 破壊的、分裂的潮流（悪魔崇拝など。）

以上のことについて講演される。

(5) クラスで行われる講演は、問題の専門家である人物が行うこと。

(6) 周辺地域で開校されるコースは宗務庁によって監査されるために、コースが何時から何時まで開かれるかは、コースの開校の前に宗務庁宗教教育省に知らされる。

(7) 月ごとの会議では全職員が次の会議までにコーランの言葉から2ページを暗記して（まずAmmeのジュズから始めること）来ることを宿題として与えられる。Yasin、Mulk、Hucurat、Rahmanのスーレなどの暗誦とともにムフティもしくは義務付けられた職員によってチェックされること。

(8) イمام・ハティプ高校を卒業した職員は 4702 号法令に従って更なる教育を受けること、大学教育を受けた者に関しては修士課程、博士課程と継続して勉強を続けることが推奨される。前述のような努力を望む者のためであれば、現状で可能な限り援助が保証される。

(9) 宗務庁の全職員は、現代のテクノロジー、特にPCやインターネットを有効活用するよう推奨される。必要ならば可能な範囲内でガイダンスが行われること。

(10) 職員は業務を行う地域の社会的、文化的構造を知らされなくてはならない。あるべきサービスやふるまいに関して、前もってガイダンスが行われること。さらに業務の代わりに、職員が最初に訪れた時に直接ムフティが、もしくはムフティが無理である場合にはムフティが適切と認めた職員がジェマートに紹介し、業務を開始することとなる。

(11) 基本と準備教育の職業教育のコースで任務に就く教職員の授業料金は 657 号政府役員法と予算法決議、そして 1979 年 4 月 16 日付 16611 号官報で公布された 7/17334 号省庁決議で明らかにされた原則に従って支払われること。（付録—2 1）

(12) 職業教育のコースに周辺地域から呼ばれた職員がコースに嫌々参加したり、コースに参加しないために時には診断書を貰ったりしているようなことがあるらしい。こういったことを考慮して、職業教育のコースは罰則的な意味を持たないこと、職員に新しい知識を教えたり、能力をより高めたり、自分に自信をつけるために開かれていることをあらゆる手段でもって職員たちには説明されること。

付録 2：以下、『宗務庁コーラン教室の手引き』を訳したものである。

宗務庁コーラン教室の手引き

< 第 1 章 >

基本的な決議

目的、内容、原理

■ 目的

第 1 条-この手引書の目的は、コーラン教室の開校、教育、運営、監査業務、業務形式、基

本を確立することである。

■内容

第2条- この手引書は、コーラン教室において宗務庁が運営しているあらゆる種類の教育、運営、監査業務、業務形式、基本を記したものである。

■原理

第3条- この手引書は、2000年3月3日付け23982号官報で公布、実施された「宗務庁コーラン教室と学生寮、学生アパートの運営」に基づいて作られたものである。

<第2章>

教室の開校と登録業務

■教室の開校

第4条- 教室は、宗務庁と国民教育省の協力によって、必要とされた県、郡、市、村において開校される。

教室に使用される建物は、可能な限り、宗務庁の用意したプロジェクトに適合するように造られる。宗務局は、管轄地域内の教室に使用される建物構造に関して個人もしくは法人によって着手されるところの企画をすすめていくこと、そして周辺の需要に答えるプロジェクトを宗務庁からの保障を得つつ実施していくこと。

宗務局は、必要数を満たす教室、監督室、休憩スペース、トイレ、風呂場またはそれに類似したスペースの無い場所での開校を申し込まれても認めない。

あらかじめ準備された建物の場合は、関係するムフティが自ら検分し、この条文で示されている条件に合っていることが認められた後、開校の申し込みを宗務庁に対して行なうこと。

■教室に使用する建物の割り当て業務

第5条- 「宗務庁コーラン教室と学生寮、学生アパートの運営」の第7条(a)項によって、コーラン教室に使用される建物、と付随する施設が宗務庁に割り当てられるには、関係する宗務局から以下の書類が宗務庁に提出されること；

(a)個人の所有物である建物では、所有者の公証人を通した譲渡の承諾書。

(b)村法人に属する場所については、村の長老会議 *Köy İhtiyar Heyeti* の決議を公証人が承認したものの写し。

(c)ワクフ財団長に属する場所についてはワクフ会議の決議の写し。

(d)市当局に属する場所については委員会の決議を公証人が承認したものの写し。

(e)私財、もしくは私的ワクフに属する建物の場合は管理委員会もしくは管財人団体の決議の公証人の承認書写し。

以上を宗務庁に提出すること。

共同財産もしくは私的ワクフに属する建物で教室を開校するためには、さらに建物の持ち主が少なくとも三年間建物の使用权を宗務庁に譲渡することが条件となる。

■開校の条件

第6条- 教室を開くためには

(a) 手引書の第5条の原則によれば少なくとも20人の学生を入れることが出来るキャパシティをもった建物が準備されること。

(b) 国民教育・健康局？*Milli eğitim ve sağlık müdürlükleri*によって、これらの建物を教育・健康的面からも教室とするのに適しているとするレポートが準備されること。

(c) 教育のために必要になる道具、資材は、充足されると同時に関連する宗務局によって備品登録されること。

(d) 教室の開校のために少なくとも15人の生徒が必要である、生徒の年齢が低い場合には法的代表者が申し込みを行なうこと。

(e) 開校の申し込みは宗務庁に届けられること。

(f) 開校を希望する建物については、宗務庁に移行される状況証明と、周辺が教室を必要としているかどうかを宗務庁のムフティもしくは宗教教育部門が綿密に調査、チェックして、評価すること。これが可能で無い場合には宗務庁に与えられる権限によって前述の評価は関係するムフティによって行なわれること。これらのことが必要である。

宗務庁が教室の開校を適切と認めたあと周辺地域に必要な告知を行なえば、教室の開校となる。

宗務庁によって開かれる教室には、スタンダードな教室の看板が掲げられる。

県から送られるコーラン教室の開校申し込みは毎年9月1日までに宗務庁に提出される。

コーラン教室の開校申し込みには「建物検分書 *Bina Tanıtma Formu*」（付録—1）を添付する。宗務庁によって周辺地域で必要な調査が行われた後、適切と認められた教室の開校承認が周辺地域に送られる。

宗務庁から開校の承認を得ずに生徒の登録を行なってはならない。そして教室で授業を始めてはならない。

■クラスに登録するための条件

第7条- 教室に登録する生徒たちには以下のような条件が求められる。

(a) トルコ国民であること、（外国人は、外務省の見解を得た後、宗務庁の許可の下で登録を行なうことができる。）

(b) 初等教育を修了した、もしくは初等教育の年齢を超えた者、読み書きのできる者。

■登録のために必要な書類

第8条- 教室に登録を行なう者たちは以下の書類を揃えること；

(a) 申込書

(b) 初等教育 (*ilk öğretim*) を修了したことを示す書類の原本、もしくは承認された写し。

(c) 教育年齢を超えた者からは、小学校 (*ilk okul*) の修了を含むディプロマ、もしくは読み書き能力の書類。

(d) 身分証明書のコピーもしくは写し。

(e) 2 枚の証明写真。

以上が必要である。

■登録業務

第 9 条- 宗務庁によって明確な日時が知らされなかった場合も、登録業務は毎年 9 月中に行なう。ただ、必要な場合 10 月にも登録することができる。

教室に登録を申しこんだ者は、必要な書類を完璧に揃ったところで申し込みの順番から生徒名簿に登録される。ハーフズを勉強中の生徒のためには月ごとの登録名簿がつくられる。コーラン教室の教員は、9 月の初めの月曜日より教室に登録を行なった生徒たちの教育業務を開始する。

■生徒の状況レポート

第 10 条- コーラン全文暗誦のクラスで勉強中の生徒たちの「**コーラン教室生徒状況レポート (qizelge)**」(付録—2)、そしてコーランを見ながら読む勉強をする生徒たちの「**コーラン教室朗読クラスの生徒数と生徒の状況を示すレポート**」(付録—3)は、月が変わる前に 10 月終わってから関係する教室の運営者によって記録され、サインされて宗務局に提出されること。ハーフズクラスの生徒の状況を示すグラフは宗務局によって承認された後、コピーをとって、コーランを朗読クラスで勉強中の生徒たちについては、ただ男女数を一番遅くても 11 月の終わりには宗務庁に届いているように送付すること。これら生徒の状況グラフは宗務局で保管される。

■生徒の転校

第 11 条- 教室の生徒が他の教室に転校する場合は、かれらの転校と新しい学校への登録業務は遅れずに宗務局によって行われる。

■登録の消去

第 12 条- 以下のような状況では生徒の教室との関係は切り離される。

(a) 1 年の教育期間でやむを得ない事情なしに 45 日間、続けて 30 日間授業に出なかった者。

(b) 関係を絶たれた、もしくは放校の罰を受けたもの。

教室との関係を絶たれた生徒たちについては、放校理由とともに日付を生徒名簿に載せる。

■教室に入る生徒の数

第 13 条- コーラン教室では、一教室に 15 人の生徒がいることが原則である。しかし、教員の数で十分でない場合、生徒数は 30 人まで増やしてもよい。生徒の数が 30 人を超えた場合、もうひとつ教室が開かれる。教員の数に足りている場合は、生徒は宗務局によって教員に分割担当される。

< 第 3 章 >

教育

■プログラムとその実行

第 14 条- 教室では、宗務庁によって準備される教育プログラムが実行される。授業では、宗務庁によって公布される教科書と授業の道具が使われる。

■教育の開始と終了

第 15 条- 教室での教育は 10 月の初めの週に始められ、5 月の最終週で終了する。教室での 32 週間のプロセスの始まりは 10 月の最初の月曜日である、注意して計算すること。宗務庁の知る範囲で、理由があつて教育を遅れて開始する教室は、遅れた分終了も延ばす。

■教員会議

第 16 条- 正式、期限付きの教員はすべて、授業がはじまる最初の週から、後半期の始まりの最初の週までの間にムフティを中心に集合する。会議では、以前の会議で決定された決議を実行した結果などを話し合い、評議する。そして授業をより良いものにするための措置、実行する教育方針などを話し合つて決議する。

■コーラン教室、朗読クラス

第 17 条- コーラン教室朗読クラスは、休暇期間を除いた 32 週である。しかし、コーラン教室で 1 教育年間のあいだ授業を続けても必要な知識を得られなかった場合、さらにもう一年継続を希望する生徒は両親の承諾と、場所と教員の都合もよく、宗務局によつても適切と認められた場合、さらにもう 1 年通うことが可能である。

■コーラン教育の方式

第 18 条- コーランの授業のためには、「コーランの言葉教育方法」（付録—4）の解説が役に立つ。

■ハーフズを目指す（コーラン全文暗誦をする）生徒の選抜

第 19 条- ハーフズ教育に選ばれる生徒は、年の終わりの試験でコーランの言葉を生き生きと読み上げているか、暗記の能力などに注目されつつ、試験委員によつて選ばれる。コーランの言葉を詠むことを教室の外で学び、ハーフズになりたいと望む者たちからの選抜も同じ方法で行なわれる。

ハーフズ教育に選抜される生徒たちには、「ハーフズクラスに選抜された生徒への特別書類」（付録—5）が準備される。そして、委員会によつてサインされ、学生記録に保存される。

一箇所にたくさんの教室がある場合には、コーラン全文暗誦をする生徒たちだけを特に集めてひとつの教室をつくることもできる。全文暗誦を開始させられた生徒は、2 年間授業を続ける。全文暗誦が終了しなかった場合は最長で 1 年間延長できる。

ハーフズになるために勉強する生徒たちは、夏の休暇でも教室との関係を切つてはならない。これらの生徒たちは、全文暗誦を夏の間も続ける。

■休暇期間

第 20 条- コーラン教室は、半期を終了して小、中学校と同じ時期に休暇期間に入る。同様に、自然災害、悪天候などの条件や、類似した理由で学校が休みになっているときには、その周辺のコーラン教室も休みになる。

■一週間の授業時間と授業に関する業務

第 21 条、教室における一週間の授業時間

(a) コーラン朗読クラスの教室では、コーランの言葉に 18 時間、信仰に 1 時間、礼拝に 3 時間、シェールに 1 時間、道徳に 1 時間というように合わせて 24 時間の授業が行われる。

(b) ハーフズクラスの教室では、一週間の授業プログラムを 24 時間で用意する。このうちコーランの言葉に 20 時間、信仰に 1 時間、礼拝に 1 時間、シェールに 1 時間、そして道徳に 1 時間の授業が行われる。

必要であれば一教室で 2 部教育¹をすることができる。¹

1 部教育であれば授業は 45 分、休憩を 15 分；2 部であれば授業に 40 分、休憩に 10 分というように分ける。

プログラムに載っている授業の題目は、生徒の出席名簿、授業ノートに記録され、授業をすすめた教員によってサインされる。

<第 4 章>

運営

■教室運営と教室運営者

第 22 条- 教室の運営は、関係するムフティの監視のもとで教室運営者にゆだねられている。

1 人以上の教員がいる教室では、教員のうち一人が、宗務局の提案と、関係する上役の承認をもって教室運営者として任命される。そして、運営者の名前は宗務庁に知らされる。ひとりの教員がとりもっている教室では、その教員が同時に運営者でもある。

■教員職に臨時で雇われる者

第 23 条- 教室では、教員の需要があれば、公式契約の教員によって充足させられるのが原則である。ただし、こういった需要に契約教員だけでは充足しえない場合、政府の役人、役人を定年退職した者、もしくは保証つきでコーラン教室の教員職を担う能力を持っている者は、関係するムフティの提案と上役の承認でもって臨時でコーラン教室の教員として雇われることができる。

コーラン教室の教員については、1999 年 11 月 23 日付け 23885 号官報で公布されたところの「宗務庁試験、任命、異動、昇進業務」で明らかにされた能力が求められる。

■教員が他の教室で臨時の任務に就くこと。

第 24 条- 教員が十分でないコーラン教室の教員は、需要のあるコーラン教室で任務につくように、夏期コーラン教室が開かれないコーラン教室の教員も需要に答えるために宗務局によって他の教室で臨時の任務に就かされる。

■役人では無い者を教室に雇用すること

第 25 条- 契約付き職員の他に、教室や補習教室で任務に就く者は、関係するムフティの提

¹ 2 部教育：おそらく、朗読クラスとハーフズクラスを並行しながら進行させることを指していると思われる。ただ、なぜ授業時間を短くする必要があるのかは明確にされていない。

案と上役の承認でもって任務に就かされる。

■休暇

第 26 条- コーラン教室の教員は、教室で教育が続いている限り 1 年間の休暇許可 (yillik izni) はとれない。

■追加授業分の給料

第 27 条- コーラン教室や夏の教室で、教員の欠員を埋めるために、教育業務をより規則正しく豊かなものにするために、**1984 年 8 月 29 日付け 84/8502 号、閣議決定に基づいて実施に移された「宗務庁コーラン教室で行われる授業時間と追加授業分の給料に関する原則」(付録—6)**によって、契約教員と、有料で教える教員たちに対して、予算法の関係する支出項目から、以下の説明を参考にしながら授業の料金は払われる。

■追加授業の料金は以下の方式で支払われる。

(a) 有給の授業 (ücretli dersler) は、前もって公式な教員、この教員でもって需要を埋めることができなかった場合、「宗務庁コーラン教室と学生寮、学生アパートの運営」の第 21 条にもとづいて認められた職員によって授業が行われる。

(b) ムフティは、「授業の担当表」で示されている有給で授業を行う教員のために、知事職や郡長職から「追加授業料金の承認書」に従って「OK」を貰う。

(c) 有給の授業は、教室監督者によって周辺地域が保証する準備される「**教職員の継続、非継続ノート出席ノート**」に毎日記録される。月末にはこのノートによって「追加授業遂行表」が 2 冊整理、承認され、1 冊は「授業料金明細書」に加えられる。もう 1 冊も宗務局に保管される。

(d) (変更: 2005 年 10 月 11 日付 63 号承認事項) コーラン教室の契約職員の有料授業は既定の日時で集まることはない。一週間のうち都合のよい時間にふりわけられ、そして教員にも、行う予定の授業プログラムについて示される。追加授業の料金はコーラン教室や夏のコーラン教室で実際に行われている有給授業のために支払われる。法的に正当な理由があっても実際に業務を行っていない授業のために授業料は払われない。

(e) (変更: 2005 年 10 月 11 日付 63 号承認事項) 少なくとも 15 人の生徒がいる夏のコーラン教室で業務を行う宗務クラスの職員に対しては 1 年間で 2 ヶ月を超えない範囲で、1 週間で 5 日間、毎日 3 時間を越えない範囲で、教室で業務を行う代償に追加授業料金が払われる。

(f) コーラン全文暗誦中の生徒たちは夏休みにも勉強を続けることから、休み中にも少なくとも 5 人の生徒に対してハーフズ教育を行っている教員に対しては、授業を行った分だけ追加授業料金が払われる。

(g) ハーフズ教育を行っている全寮制コーラン教室では土日はコーラン教室の教員が休み授業時間や毎夜交代で当番をすることへの代償に、有給の授業時間を越えない範囲で追加の授業料金が払われる。

給料の発生する(ücretli)授業の数をチェックする際には、「コーラン教室で誰に何時間追加

授業の料金が払われたかを示すグラフ」における（付録—10）例と説明を参考にするこ
と。

コーラン教室では追加授業料金が発生する際に、不手際や間違った業務を行った理由から
支払われない必要が出た場合には、周囲の中級程度の学校管理者の経験を参考にすること
ができる。

県における追加授業料金の必要性は毎年チェックされ1月に宗務庁に知らされる。

＜第5章＞

試験、証明書業務

■試験委員会

第28条- コーラン教室でコーランを本から読む勉強をしている生徒の試験を行う委員会は、
関連するムフティ、副ムフティ、コーラン教室管理者、説法者もしくは監査役を委員長に
するかたちで、試験を行う教室の監督者と試験を受ける生徒の教員である3人から成る。
教員が1人の教室での試験委員会は、上で明らかにされた者たちのうち1人を委員長にす
るかたちで、宗務庁で教員やムフティが適当だと認める宗務関係者から成る。必要があれば、委員の数を増やしてもよい。

国内、外でのハーフズのチェックテストの試験委員会は宗務庁によって組織される。委員
会のメンバーのほとんどはハーフズであること。外国でハーフズテストを行う試験委員
会は、宗務顧問を委員長にしてつくられる。委員のメンバーは外国で業務に就いている者た
ちから選ばれる。

■試験の形式

第29条- コーラン教室で勉強してきた生徒のためには、

- (a) コーランの言葉を朗読
- (b) コーラン暗誦のチェックテスト

の試験が行われる。

■コーランを本から読む勉強をした生徒たちに行なわれる試験

第30条- コーランを本から読む勉強をした生徒たちに行なわれる試験は、以下のような形
式であること。

(a) コーランを本から読む勉強をした生徒たちに行われる試験は、10月末までにコーラン
教室に登録して、教室に通い続けていた生徒が受けることができる。11月末までにスター
トされたコーラン教室に登録済みの生徒は、補習授業に入れられ、遅れたぶんだけ遅れて
試験を受ける。しかし、理由があつて12月までに授業をスタートさせられなかった教室で
勉強していた生徒は、年末の試験を受けることはできない。

(b) コーラン教室で年末の試験は、毎年、教育が終了して最初の月曜以降宗務局によって
準備され、プログラムも中に含むカリキュラムに入れられている項目から（試験は）行わ
れる。試験を受ける生徒のために「コーラン朗読クラスの生徒たちの試験調書 Sinav

Tutanağı」(付録—11)が準備される。

コーランを本から読む勉強をした生徒たちに行われる試験の評価は、毎回の授業から別々にそれぞれ 100 点になるように作られる。試験で優秀点を取るためには、それぞれの分野から少なくとも 50 点取る必要がある。

この試験で優秀点を取った者には「**コーラン教室修了証書**」が与えられる。

コーランを本から読むクラスを修了する試験で落第した生徒のために追試は行われない。

卒業した生徒の数は宗務庁に知らされる一方、「**コーラン教室、朗読クラスの修了証書を受け取った生徒の数と生徒の成績を示すリスト**」(付録—12)を完成させて最も遅くても 6 月末までに宗務庁に届くように送付される。

■ハーフズのチェックテスト

第 31 条 ハーフズのチェックテストは宗務庁の中央で、宗務庁が適当と認める県で行うこと、国外の宗務顧問において宗務顧問がいない場合は公館 (atase) において口答試験が行われる。

学外からハーフズ証明の取得を望む者と、コーラン教室で勉強して前年行われたハーフズのチェックテストに落ちた者で再試験を望む者は、4 月 30 日まで県の宗務局に対して嘆願書を書いて申し込むこと。

宗務局は、ハーフズチェックの試験を受けるコーラン教室の生徒と、学外から試験を受ける者たちの申し込み名簿を別々に作成して 5 月 15 日には宗務庁に届いているように送付すること。

コーラン教室の生徒もしくは学外から試験を受ける生徒に対して、関連する宗務局から**写真と承認証付きの試験の受験票**が送られる(付録—13)。試験を受ける者は受験票と共に身分証のコピーと受験票の写真と同一の 2 枚の証明写真(男性はネクタイ着用)を用意すること。

宗務庁の中央でのハーフズチェックの受験を望む者は、嘆願書と、身分証のコピーと新しく撮られた 3 枚の証明写真とともに、(男性はネクタイ着用)宗務庁に申し込むこと。宗務庁から受験生には写真と承認証付きの受験票が送られる。(付録—14)

国外で受験を望む者も、上で明らかにされた書類とともに宗務顧問と大使に申し込む。顧問と大使から写真と承認証付きの受験表が受験生に送られる。

ハーフズチェックの試験での評価は、コーランをすべて暗誦できるかどうかを 100 点満点の試験でチェックする。優秀点をとるためには少なくとも 50 点を取ることが条件である。ハーフズチェックの試験で優秀点を取ったものには宗務庁から**ハーフズ証明書**が送られる。

■証明書業務

(a)「ハーフズ証明書」は宗務庁から、「コーラン教室修了証書」というと関連する宗務局によって準備、調整される。

(b)宗務局は「コーラン教室修了証明書」を必要な数おそくとも 3 月中に宗務庁から取り寄せる。必要数を超えてあまった証明書は後々のために宗務局によって保存される。

(c) 試験で優秀点をとった生徒たちは**宗務局が作成する「コーラン教室修了証書ノート」**に記録され、この情報によって証明書は用意される。証明書のナンバーは宗務局の作成する「証明ノート」に載っている通りに。

準備される証明書は関連する宗務局から確認された後、合格者に受け渡されるように教室の監督者にサインと引き換えに渡される。

証明書を受け取った教室監督者は、証明書を教室の借入ノート (zimmet defteri) として準備される証明書ノートに、宗務局によって与えられるナンバーに従って登録する。教室ではさらにナンバーを与えることはないように。証明書の持ち主、もしくは両親にサインと引き換えで渡される。¹

<第6章>

夏期の教室

■夏期コーラン教室開校

第33条- 学校が休みのあいだ、小学校の5学年を修了した生徒のために法的代理人の要求があった上でコーランの言葉と意味を学ぶために、宗教知識を教える目的で国民教育省の監査の下コーラン教室は開校される。ただ、教室は2ヶ月と一週間に5日を越えないこと。教室に使用される建物や、モスク、その他、宗務局によって適切とみなされた場所において、宗務局が開講する教室が割り当てられ、開校され得る。また、国民の教育活動に使用されている建物や、遠隔地教育教育のために活動中止中の状態の小学校なども、知事の承認を取れば無代償で 사용할 ことができる。

夏期コーラン教室の開校、登録の日時、場所、そして数は、国民教育局の意見を受け入れつつ（の監査の下？）宗務局によって決定される。

■登録業務と教育のスタート

第34条- 夏期コーラン教室への登録は学校が休暇にはいった第1週目、教育はというと第2週目に始められる。教室に登録する者は、小学校の第5学年を修了した成績表で、校長によって承認されたものの写しが必要である。登録のために2冊の名簿が作成される。このリストのうち1冊は関連する宗務局に、もう一冊は夏の教室が行われる場所で保存される。

■カリキュラムとその実行

第35条- これらの教室では毎日少なくとも3時間授業が行われる。この時間のうち2時間はコーランの言葉と意味、1時間は信仰、礼拝、ムハンマドの生涯、そして道徳の授業に使われる。

（変更事項：2005年10月11日付63号承認事項）夏のコーラン教室では、宗務庁が用意した「**夏期コーラン教室の授業プログラム**」が実行される。（付録—15）

¹ 借り入れノート Zimmet defteri に宗務局から送られてきた修了証書をナンバーの順番通りに記録し、教室で保管する。万が一、修了証書を生徒が無くしてしまった場合に zimmet defteri があればナンバーの照会をすることが可能になるからである。

夏のコーラン教室への参加者への修了試験はない。よって証書もない。

■生徒をグループ分けすること

第 36 条- 夏の教室への申し込みが多すぎた場合、生徒はグループ分けされる。全てのグループが同じ時間に別々の教室で授業を受けることもできる、違う時間に授業を受けることもできる。

■任務に就くこと

第 37 条- 夏の教室が開かれないコーラン教室における教員は、必要が生じた状況で宗務局が他の教室に臨時で任務に就かせる。

夏の教室ではコーラン教室の教員と、宗務局から任務を与えられたイマームやハティブ、もしくはエザン時報係り、そして宗務庁の職員が教員職をすることができる。

<第 7 章>

モスクでのコーラン教育

■モスクでのコーラン教育

第 38 条- 教室がない場所、教室があっても需要に答えられない場所では、県、郡のムフティの申し出または、県、郡の国民教育長の承認、市民サービス長 **mulki amiri** の承認でもって宗務局が適切と認めたモスクにおいてコーラン教室を開くことができる。こういった教室では、宗務局が任務に就かせたイマム・ハティブ、エザン時報係りが、希望する国民に対して、宗務庁の規則に則りながら与えられた義務や能力に従って、コーランの言葉、そして必要な知識を教授する。

こういった教室には、初等教育を修了した者が参加することができる。申し込みが多すぎた場合には関連する宗務局が年齢によってクラス分けを行い、授業時間も、このクラス分けに従って計画される。

授業に参加する全てのグループに毎日少なくとも 2 時間の授業を行う。授業では、宗務庁がコーラン教室に認めた授業カリキュラムと教科書を利用すること。

この授業に参加する者たちに修了試験は行なわれず、よって証書も与えられない。

<第 8 章>

様々な統制

■コーラン・サービスに役立つ人物、組織との関係

第 39 条- ムフティや、教室で任務に就く者は、教室に使用される建物、道具などの保証を行う一方、生徒たちの給食や住居、資材の需要に答えるために手助けとなる個人や法人、もしくは組織との助け合い、協力関係を築く。しかし、どんな目的であっても、こういった人物や組織が、教室における教育、監督、監査業務に干渉したり、方向付けたりしようとすることは決して許されてはならない。

■統計情報

第 40 条- コーラン教室に関する統計情報を集めるために、毎年教育が始まる頃、宗務局に対して送られる「統計情報用紙」（付録—16）を正しく、欠如のない状態で書き込んで、1冊の冊子にして保管する。もう1冊も確認された後、遅くとも11月30日までに宗務局に直接送付されること。

■優秀なコーラン教室の教員に送られる賞与

第 41 条- コーラン教室で効果を上げたり、コーラン教育の普及やハーフズ教育研究の発展に貢献し、能力が高く、やる気もある職員に対して鼓舞する目的で任務において同僚よりも優れた成果を残した、そして登録証明済みの契約教職員、もしくは期限付きのコーラン教室教員の中から、

- (a) 20～25 人の生徒を朗読クラスから卒業させた教員には感謝状と宗務庁の刊行した本、
 - (b) 25 人以上の生徒を朗読クラスから卒業させた教員には表彰状と宗務庁の刊行した本、
 - (c) 5～9 人ハーフズを修了した生徒を育てた教員には感謝状と宗務庁の刊行した本、
 - (d) 10 人以上ハーフズを修了させた生徒を育てた教員には表彰状と宗務庁の刊行した本、
- がそれぞれ与えられる。

地域特有の事情を汲み取りつつ、上に述べられたような数の生徒を卒業させなかった場合でも宗務局が優秀と認めた教員に対しては賞与が与えられる。

宗務庁の発行物は、周辺地域にある限り確保される、そして、賞与は生徒を直接指導した教員に与えられる。

■教室で有ってはならない発行物と禁止行動。

第 42 条- 教室では、宗務庁、その他公的機関、組織の刊行物と宗務庁が適当とみなした刊行物の他には、印刷物、音源、映像、宗務庁の印が押されていないコーランがあってはならない、また生徒たちにも勧めないこと。教室での政治的な活動は許されていない。

■教室での社会的、文化的活動。

第 43 条- 教室においてコーラン教室を紹介したり、コーラン教育を普及したり、より効果的なものにするために授業の他に説法や会議、セミナーその他同類の社会的、文化的活動を行うには、関連するムフティの許可を取る必要がある。

コーラン教室で勉強する生徒の一般教養を高める目的で、関連するムフティの認めた課題内で、毎年3月1日～4月30日の間に、「コンテストと関連する説明」（付録—17）に則って知識コンテストが開催される。

■監査

第 44 条- コーラン教室の監査は、宗務庁の視察員や、関連するムフティなどによって行われる。

同様に、これらの教室は 1739 号国民教育基本法 17 条と 56 条、1999 年 7 月 22 日付 4415 号発行の法律にしたがって国民教育省の、そして 5442 号県政法によって知事や郡長の権限が有効となる。

コーラン教室で授業が続いている期間中、ムフティとコーラン教室長は毎週ひとつずつ、

コーラン教室を監査して回る。

監査権限を持つ者は、監査の期間中に発見した欠如箇所や、助言を全てのクラスに置いてある「コーラン教室の監査と案内ノート」に記録する。

ムフティやコーラン教室長は、監査業務を「コーラン教室の監査用紙」（付録— 1 8）に則って行う。監査では特に、前の監査で指摘された欠如箇所が改善されているかどうかチェックされる。

行われた監査の結果は、3 ヶ月ごとに一般的なレポート形式にまとめられ、直接宗務庁に送られる。

■規律業務

第 45 条- コーラン教室での規律は、「コーラン教室の規律通達」（付録— 1 9）に則って実行されること。

■教室で常備されるノート、その他、必要な証明書。

第 46 条- 教室にあるべきノート、その他必要な証明書は以下である：

- (a) 教室の開校承認
- (b) 教室で教員職に就く者の任命証書
- (c) 生徒の登録簿
- (d) 生徒の出席簿と授業ノート
- (e)生徒の状況レポートとリスト
- (f)教室と関連する法律
- (g)教室に来た者、出て行った者のリスト

■無効になった手引書。

第 47 条- 1995 年 3 月 28 日付 9 号発行宗務庁の承認で実施された「宗務庁コーラン教室手引書」は変更点と共に無効となった。

<第 9 章>

■最後の決まり

■有効性

第 48 条- この手引書は承認された日時をもって有効となる。

■実行

第 49 条- この手引書で書かれていることは、宗務庁が実行する

表1:共和国初期から現在までのコーラン教室の教室数と教員数 (Süleyman Akyürek, *Kuran Kursu Öğreticisinin Mesleki Yeterlikleri* に記載されていたデータを基に筆者作成。)

		教員数
--	--	-----

教育年間	コーラン教室数	男性	女性	合計
1932-33	9	9	9	18
1935-36	14	15	12	27
1941-42	28	65	68	133
1944-45	31	46	46	-
1945-46	41	61	65	126
1947-48	82	99	104	203
1949-50	117	122	129	251
1951-52	158	170	205	375
1954-55	222	241	337	578
1957-58	263	431	400	831
1958-59	279	518	500	1018
1960-61	326	702	-	-
1966-67	621	1176	1244	3420
1968-69	699	正職員:1005/ 名誉職員: 2211	3216	1854/9
1974-75	1007	-	-	-
1975-76	1037	-	-	-
1976-77	1267	-	-	-
1977-78	1490	-	-	-
1978-79	1538	-	-	-
1979-80	2385	-	-	1630
1980-81	2610	-	-	1870
1981-82	2773	1110	814	1924
1982-83	2946	1311	1105	2416
1983-84	3047	1360	1162	2522
1984-85	3047	1546	1210	2756
1985-86	3335	1735	1513	3248
1986-87	4033	2213	1302	3515
1987-88	4058	1914	1921	3835
1988-89	4420	2112	2478	4540
1989-90	4715	2165	2522	4687
1990-91	4998	2210	2635	4845
1991-92	4557	2194	2673	4867
1992-93	4925	2278	2647	4876

1993-94	5234	2592	2703	5295
1994-95	5483	2570	2810	5380
1995-96	5949	2581	2587	5168
1996-97	5241	2578	2932	5510
1997-98	4890	2442	2858	5300
1998-99	4047	2324	2837	5161
1999-00	3305	2045	2794	4839
2000-01	3252	1942	2689	4595
2001-02	3368	1788	2603	4351
2002-03	3664	1681	2576	4257
2003-04	3852	1205	2382	3587

グラフ 1 : 表 1 をグラフにしたもの（筆者作成。）

コーラン教室数と教員数

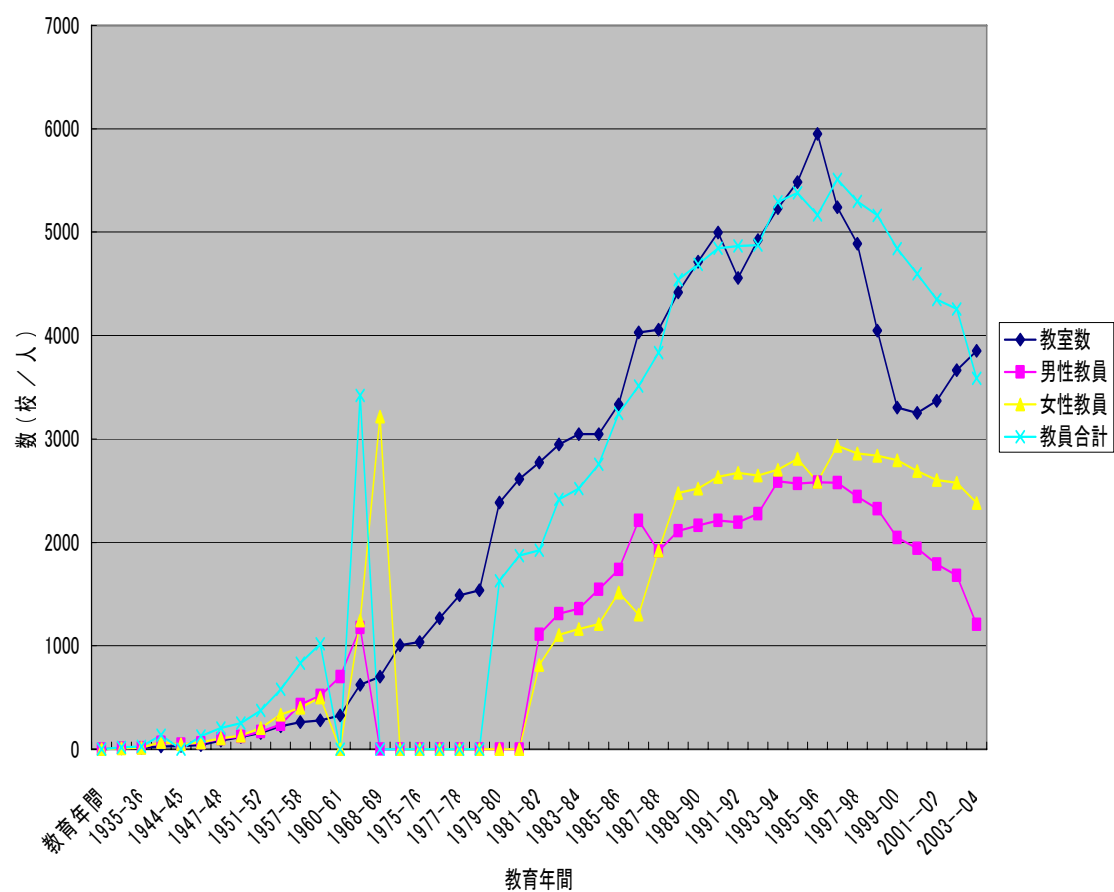


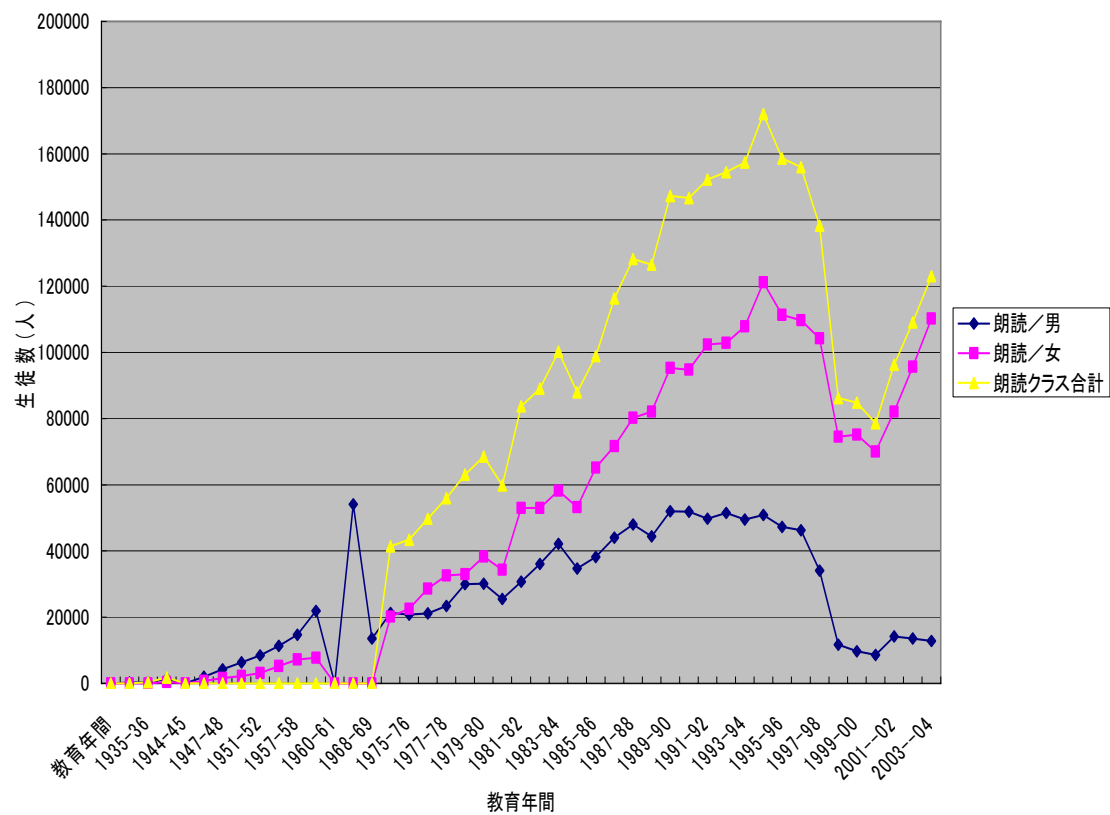
表 2：共和国初期から現在までのコーラン教室における生徒数（Süleyman Akyürek, *Kuran Kursu Öğreticisinin Mesleki Yeterlikleri* に記載されていたデータを基に筆者作成。）

教育年間	生徒数 朗読ク ラス			ハーフズクラス			全生徒合計
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	
1932-33	232	-	-	-	-	-	-
1935-36	358	35	393	-	-	-	-
1941-42	1368	394	1762	-	-	-	-
1944-45	-	-	-	-	-	-	-
1945-46	2021	744	-	-	-	-	-
1947-48	4181	1570	-	-	-	-	-
1949-50	6387	2290	-	-	-	-	-
1951-52	8511	3057	-	-	-	-	-
1954-55	11269	5252	-	-	-	-	-
1957-58	14728	7188	-	-	-	-	-
1958-59	21925	7764	-	-	-	-	-
1960-61	-	-	-	2055	-	-	-
1966-67	54117	-	-	-	-	-	-
1968-69	13496	-	-	-	-	-	-
1974-75	21311	20123	41434	-	-	-	41434
1975-76	20832	22573	43405	-	-	-	43405
1976-77	21084	28630	49714	-	-	-	49714
1977-78	23375	32594	55969	-	-	-	55969
1978-79	30000	33000	63000	-	-	-	63000
1979-80	30157	38324	68486	-	-	-	68486
1980-81	25513	34293	59806	4297	3713	8010	67816
1981-82	30751	52934	83685	5200	4140	9340	93025
1982-83	36103	52934	89037	6806	5425	12231	101268
1983-84	42107	58156	100263	7625	6780	14405	114668
1984-85	34755	53211	87966	7573	6954	14527	102493

1985-86	38244	65184	98828	7442	6810	14252	113080
1986-87	44075	71580	116255	7845	6774	14619	130874
1987-88	48000	80206	128206	9055	6752	15807	144013
1988-89	44418	82107	126525	9246	6992	16238	142763
1989-90	52047	95332	147279	10777	7260	18037	165416
1990-91	51862	94744	146606	11206	6555	17761	164367
1991-92	49812	102418	152230	10574	6235	16810	169040
1992-93	51546	102910	154456	11523	6764	18287	172743
1993-94	49533	107780	157313	12767	6812	19579	176892
1994-95	50914	121139	172053	13805	7670	21475	193528
1995-96	47292	111296	158588	14237	8164	22401	180984
1996-97	46258	109718	155976	13679	7465	21144	177120
1997-98	34079	104215	138294	13893	7996	21889	155210
1998-99	11710	74461	86171	14109	12477	26586	112757
1999-00	9700	75087	84787	8961	8167	17128	101915
2000--01	8542	70036	78578	5414	6361	11775	90353
2001--02	14240	82031	96235	3160	4714	7874	104109
2002--03	13497	95627	109124	3595	5843	9438	118562
2003--04	12828	110204	123032	3901	7473	11374	134406

グラフ 2 : 表 2 より、朗読クラスの生徒数の変遷（筆者作成。）

コーラン朗読クラス生徒数



グラフ 3 : 表 2 より、ハーフズクラスの生徒数の変遷 (筆者作成。)

ハーフズクラスの生徒数

